

官報

号外

平成十四年七月二十六日

○第一百五十四回国 参議院會議録第四十二号(その一)

平成十四年七月二十六日(金曜日)

午後三時六分開議

○議事日程 第四十三号

平成十四年七月二十六日

午前十時開議

- 第一 健康保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 健康増進法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案

案

日程第二 健康増進法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(阿部正俊君登壇、拍手)

○阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の

経過と結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療の対象年齢及び公費負担割合の引上げ、国民健康保険の財政基盤の強化等を行うものとしてあります。

次に、健康増進法案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされていることから、健康の増進に関し基本方針を策定するとともに、健康診査の実施等に関する指針を策定し、あわせて、国民の栄養の改善、受動喫煙の防止等の施策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案の審査を一括して行い、今回の医療制度改革に伴う国民の負担増の内容と経済に及ぼす影響、被用者保険の自己負担割合を三割に引き上げることの是非、医療制度の抜本改革の在り方、保険者の統合・再編の考え方、健康診査の情報個人情報として保護する必要性、受動喫煙の防止に向けた対策の在り方等の諸問題について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、参考人から意見も聴取いたしました。さらに、両法律案に関連する医療事故等の問題についても、参考人を招致するなど慎重に審査を行いました。その詳細は會議録によって御承知願います。

次いで、両法律案に対する質疑を終局し、討論を省略の上、直ちに採決に入ることの動議が提出され、採決の結果、本動議は多数をもって可決されました。

続いて、両法律案を順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百三十二
賛成 百二十九
反対 三
よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君

副議長 本岡 昭次君

議員 山本 香苗君 松 あきら君
遠山 清彦君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 沢 たまき君

中川 義雄君 日出 英輔君
西川きよし君 山口那津男君
加藤 修一君 山本 保君
弘友 和夫君 木村 仁君
佐々木知子君 風間 昶君
高野 博師君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 鶴保 庸介君
入澤 肇君 日笠 勝之君
森本 晃司君 木庭健太郎君
山下 栄一君 泉 信也君
月原 茂晴君 統 訓弘君
浜四津敏子君 草川 昭三君
鶴岡 洋君 扇 千景君
浜田卓二郎君 吉田 博美君
亀井 郁夫君 山下 善彦君
山内 俊夫君 森元 恒雄君
松山 政司君 外添 要一君
藤井 基之君 福島啓史郎君
野上浩太郎君 森田 次夫君
中島 啓雄君 愛知 治郎君
荒井 正吾君 山下 英利君
石城 光英君 大野つや子君
有馬 朗人君 阿南 一成君
山崎 力君 岸 宏一君
仲道 俊哉君 世耕 弘成君
森山 裕君 太田 豊秋君
阿部 正俊君 岩井 國臣君
北岡 秀二君 市川 一朗君
中島 真人君 溝手 顕正君
上野 公成君 尾辻 秀久君
野間 昶君 狩野 安君
吉村剛太郎君 松谷蒼一郎君
山崎 正昭君 片山虎之助君
若林 正俊君 田中 直紀君
清水嘉子君 関谷 勝嗣君
中曽根弘文君 西田 吉宏君

藥事法及び採血及び供血あつせん業取締法の

部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

健康増進法案(閣法第四七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

JCO臨界事故と安全審査に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四〇号)

京都第二外環状道路北(B区間)の建設計画に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第四一七号)

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(締約国の第九回会合において採択されたもの)の受諾について承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律

同日議長は、四月二十二日の議長就任に際し、オグニャン・ゲルジコフ・ブルガリア共和国国民議会議長より祝辞を接受した。

同日議長は、オグニャン・ゲルジコフ・ブルガリア共和国国民議會議長宛、議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

投票者氏名

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 健康増進法案(内閣提出、衆議院送付)

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その一)

投票者氏名

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	野沢 太三君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	橋本 聖子君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	林 芳正君
有村 治子君	泉 信也君	福島啓史郎君
市川 一朗君	入澤 肇君	保坂 三蔵君
岩井 國臣君	岩城 光英君	舩添 要一君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	松村 龍二君
上野 公成君	小野 清子君	三浦 一水君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君	森下 博之君
大野つや子君	太田 豊秋君	森元 恒雄君
扇 千景君	加治屋義人君	森元 哲朗君
加藤 紀文君	加納 時男君	矢野 力君
狩野 安君	景山俊太郎君	山下 英利君
柏村 武昭君	片山虎之助君	山本 一太君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	吉村剛太郎君
河本 英典君	木村 仁君	脇 雅史君
岸 宏一君	北岡 秀二君	魚住裕一郎君
久世 公堯君	久野 恒一君	風間 昶君
杵掛 哲男君	国井 正幸君	木庭健太郎君
小泉 顯雄君	小齊平敏文君	白浜 一良君
小林 温君	後藤 博子君	統 訓弘君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君	遠山 清彦君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	浜四津敏子君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	弘友 和夫君
斎藤 十朗君	桜井 新君	松 あきら君
山東 昭子君	清水嘉与子君	山口那津男君
清水 達雄君	陣内 孝雄君	山本 香苗君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	渡辺 孝男君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君	
田村 公平君	伊達 忠一君	
竹山 裕君	谷川 秀善君	
月原 茂皓君	常田 享詳君	
鶴保 庸介君	中川 義雄君	
中島 啓雄君	中島 眞人君	
中曾根弘文君	中原 爽君	
仲道 俊哉君	西田 吉宏君	
西銘順志郎君	野上浩太郎君	

反対者氏名

西川きよし君
本岡 昭次君

三名
椎名 素夫君

橋本 聖子君	野間 起君
林 芳正君	服部三男雄君
福島啓史郎君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	藤井 基之君
舩添 要一君	真鍋 賢二君
松村 龍二君	松谷蒼一郎君
三浦 一水君	松山 政司君
森下 博之君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	森田 次夫君
森元 哲朗君	森山 裕君
矢野 力君	山内 俊夫君
山下 英利君	山崎 正昭君
山本 一太君	山下 善彦君
吉村剛太郎君	吉田 博美君
脇 雅史君	若林 正俊君
魚住裕一郎君	荒木 清寛君
風間 昶君	加藤 修一君
木庭健太郎君	草川 昭三君
白浜 一良君	沢 たまき君
統 訓弘君	高野 博師君
遠山 清彦君	鶴岡 洋君
浜四津敏子君	浜田卓二郎君
弘友 和夫君	日笠 勝之君
松 あきら君	福本 潤一君
山口那津男君	森本 晃司君
山本 香苗君	山下 栄一君
渡辺 孝男君	山本 保君

平成十四年七月二十六日 参議院会議録第四十二号(その二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成十四年七月二十六日

○第百五十四回 参議院會議録第四十二号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十五日

厚生労働委員長 阿部 正俊
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療費拠出金の算定方法の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い、現行制度と比較して、国庫負担は平成十四年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約千億円減少する。

なお、患者一部負担金の見直し等が施行される平成十五年度には約二千六百億円、制度改正の段階的施行が完了する平成十九年度には約千九百億円の国庫負担の減少が見込まれている。また、厚生保険特別会計(健康勘定)において、平成十五年度から平成十九年度までの五年間で、政府管掌健康保険の保険料率の改正による

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

収入増は平年度約五千七百億円、その他の制度改正による支出減は平年度約四千二百億円と見込まれている。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年六月二十一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 保険者

第一節 通則(第四条―第七条)

第二節 健康保険組合(第八条―第三十条)

第三章 被保険者

第一節 資格(第三十一条―第三十九条)

第二節 標準報酬(第四十条―第四十七条)

第三節 届出等(第四十八条―第五十一条)

第四章 保険給付

第一節 通則(第五十二条―第六十二条)

第二節 療養の給付及び入院時食事療養費

等の支給

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費及び療養費の支給(第六十三条―第八十七条)

第二款 訪問看護療養費の支給(第八十八条―第九十六条)

第三款 移送費の支給(第九十七条)

第四款 資格喪失後の継続給付(第九十八条)

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給(第九十九条―第一百九条)

第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給(第一百十条―第一百四十四条)

第五節 高額療養費の支給(第一百五十五条)

第六節 保険給付の制限(第一百六十六条―第一百八十二条)

第五章 日雇特別被保険者に関する特例

第一節 日雇特別被保険者の保険の保険者(第一百八十三条)

第二節 標準賃金日額等(第一百八十四条―第一百八十六条)

第三節 日雇特別被保険者に係る保険給付(第一百八十七条―第一百八十九条)

第六章 保健事業及び福祉事業(第一百五十条―第一百五十一条)

第七章 費用の負担(第一百五十二条―第一百五十三条)

第八章 健康保険組合連合会(第一百八十四条―第一百八十八条)

第九章 不服申立て(第一百八十九条―第一百九十二条)

第十章 雑則(第一百九十三条―第二百七条)

第十一章 罰則(第二百八条―第二百二十条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に關して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

第一条ノ二を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

(基本理念)

第二条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び老人保健制度並びにこれらに密接に關連する制度と併せてその在り方について常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特別被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 船員保険の被保険者(船員保険法昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの(イ)に掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。

イ 日々雇入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

三 事業所又は事務所(第八十八条第一項及び第八十九条第一項を除き、以下単に「事業所」という。)で所在地が一定しないものに使用される者

- 四 季節的業務に使用される者(継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。)
- 五 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。)
- 六 国民健康保険組合の事業所に使用される者
- 七 保険者又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)
- 2 この法律において「日雇特別被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。
 - 一 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
 - 二 任意継続被保険者であるとき。
 - 三 その他特別の理由があるとき。
- 3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。
 - 一 一次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの
 - イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
 - ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
 - ハ 鉱物の探掘又は採取の事業
 - ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
 - ホ 貨物又は旅客の運送の事業
 - ヘ 貨物積卸しの事業
 - ト 焼却、清掃又はとさつの事業
 - チ 物の販売又は配給の事業
 - リ 金融又は保険の事業
 - ヌ 物の保管又は賃貸の事業

- ル 媒介周旋の事業
- ヲ 集金、案内又は広告の事業
- ワ 教育、研究又は調査の事業
- カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ヨ 通信又は報道の事業
- タ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十八号)に定める更生保護事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの
- 4 この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第一項ただし書に該当するに至つたため被保険者(日雇特別被保険者を除く。)の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者(日雇特別被保険者)である被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつたもののうち、保険者に申し出て、継続して当該被保険者の被保険者となつた者をいう。ただし、船員保険の被保険者である者は、この限りでない。
- 5 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 6 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 被保険者(日雇特別被保険者であつた者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 7 この法律において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるものの(同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。))を除く。
 - イ 日々雇入れられる者
 - ロ 二月以内の期間を定めて使用される者
- 8 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、日雇労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 9 この法律において「共済組合」とは、法律によつて組織された共済組合をいう。

- 第二章 保険者
 - 第十三条の次に次の節名を付する。
 - 第一節 通則
 - 第十三条を次のように改める。
 - (保険者)
 - 第十三条 健康保険(日雇特別被保険者の保険を除く。)の保険者は、政府及び健康保険組合とする。
 - 第二章第一節中第十三条を第四条とし、同条の次に次の三条、節名及び六条を加える。
 - (政府管掌健康保険)
 - 第五条 政府は、健康保険組合の組合員でない被保険者(日雇特別被保険者を除く。第六十三條第三項第二号、第五百五十條第一項、第七十二條第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。)の保険を管掌する。
 - 2 前項の規定により政府が管掌する健康保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。
 - (組合管掌健康保険)
 - 第六条 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。
 - (以上)の事業所に使用される者の(保険者)
 - 第七条 同時に二以上の事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者は、第五條第一項及び前条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによる。
 - 第二節 健康保険組合
 - (組織)
 - 第八条 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。
 - (法人格)
 - 第九条 健康保険組合は、法人とする。
 - 2 健康保険組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。
 - (名称)
 - 第十条 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合という文字を用いなければならない。

2 健康保険組合でない者は、健康保険組合という名称を用いてはならない。

(設立)
 第十一條 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

第十二條 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第十三條 第三十一條第一項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請を行う場合においては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

第十三條ノ二を削る。

第十四條から第二十一條までを次のように改める。

第十四條 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所(第三十一條第一項の規定によるものを除く。)について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ずることができる。

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

らない。

(成立の時期)
 第十五條 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

(規約)
 第十六條 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地

四 組合会に関する事項

五 役員に関する事項

六 組合員に関する事項

七 保険料に関する事項

八 準備金その他の財産の管理に関する事項

九 公告に関する事項

十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規約の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

(組合員)

第十七條 健康保険組合が設立された適用事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

(組合会)

第十八條 健康保険組合に、組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもって組織する。

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数

は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

(組合会の議決事項)

第十九條 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 収入支出の予算

三 事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

(組合会の権限)

第二十條 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

(役員)

第二十一條 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

第二十一條ノ二及び第二十一條ノ三並びに第三章の章名を削る。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

(役員職務)

第二十二條 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(合併)

第二十三條 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

第二十三條ノ二を削る。

第二十四條から第三十條までを次のように改める。

(分割)

第二十四條 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。
- 3 分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項(健康保険組合を共同して設立している場合)にあつては、同条第二項の政令で定める数以上でなければならない。
- 4 分割によって健康保険組合を設立するには、分割により設立される健康保険組合の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。
- 5 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。
- 6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- (設立事業所の増減)
- 第二十五条 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少せようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得なければならない。
- 2 第三十一条第一項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。
- 3 第一項の規定により健康保険組合が設立事業所を減少させるときは、健康保険組合の被保険者である組合員の数が、設立事業所を減少させた後においても、第十一条第一項(健康保険組合を共同して設立している場合)にあつては、同条第二項の政令で定める数以上でなければならない。
- 上でなければならない。
- 4 第十二条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。
- (解散)
- 第二十六条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。
- 一 組合会議員の定数の四分の三以上の多数による組合会の議決
- 二 健康保険組合の事業の継続の不能
- 三 第二十九条第四項の規定による解散の命令
- 2 健康保険組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。
- 4 政府は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。
- (報告の徴収等)
- 第二十七条 厚生労働大臣は、健康保険組合について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして健康保険組合の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を調査させることができる。
- 2 前項の規定によつて質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (指定健康保険組合による健全化計画の作成)
- 第二十八条 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの(以下この条及び次条において「指定健康保険組合」という。)は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。
- (監督)
- 第二十九条 厚生労働大臣は、第二十七条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、健康保険組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他健康保険組合の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は健康保険組合の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、健康保険組合又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 健康保険組合又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。
- 3 健康保険組合が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。
- 4 健康保険組合が第一項の規定による命令に違反したとき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。
- (政令への委任)
- 第三十条 この節に規定するもののほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に關して必要な事項は、政令で定める。
- 第三十一条の次に次の章名及び節名を付する。
- 第三章 被保険者
- 第一節 資格
- 第三十一条から第三十七条までを次のように改める。
- (適用事業所)
- 第三十一条 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。
- 2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者となるべき者に限る。)の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 第三十二条 適用事業所が、第三条第三号に該当しなくなったときは、その事業所について前条第一項の認可があつたものとみなす。
- 第三十三条 第三十一条第一項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所となくすることができる。
- 2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される

者(被保険者である者に限る。)の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならぬ。

第三十四条 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一つの適用事業所とすることができる。

2 前項の承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

(資格取得の時期)

第三十五条 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。)は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった日から、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第三十六条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日には更に前条に該当するに至ったときは、その日)から、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所に使用されなくなったとき。

三 第三条第一項ただし書の規定に該当するに至ったとき。

四 第三十二条第一項の認可があったとき。

(任意継続被保険者)

第三十七条 第三条第四項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内にしなければならない。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

2 第三条第四項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、

その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、この限りでない。

第三十七条ノ二を削る。

第三十八条を次のように改める。

(任意継続被保険者の資格喪失)

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第五号又は第六号に該当するに至ったときは、その日)から、その資格を喪失する。

一 任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき(次号に規定する者を除く)。

二 五十五歳に達した後六十歳に達する前に任意継続被保険者となった者にあつては、六十歳に達したとき、又は六十歳に達する前において任意継続被保険者の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八条の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき(いずれのときにおいても、任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過していないときは、その二年を経過したときとする)。

三 死亡したとき。

四 保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く)。

五 被保険者となったとき。

六 船員保険の被保険者となったとき。

第三十九条を次のように改める。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したこ

とによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第四十八条の規定による届出若しくは第五十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第四十条の前に次の節名を付する。

第二節 標準報酬

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

(標準報酬)

第四十条 標準報酬は、被保険者の報酬月額に基つき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によって定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満

第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上

2 毎年三月三十一日における標準報酬等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の十月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が

百分の一を下回ってはならない。
3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。
(定時決定)
第四十一条 保険者は、被保険者が毎年八月一日現在に使用される事業所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
2 前項の規定によって決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。
3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。
(被保険者の資格を取得した際の決定)
第四十二条 保険者は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
一 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額
二 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額
三 前二号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額
四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によって算定した額の合算額
2 前項の規定によって決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの

間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。
第四十二条ノ二から第四十二条ノ四まで及び第四章の章名を削る。
第四十三条を次のように改める。
(改定)
第四十三条 保険者は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。
2 前項の規定によって改定された標準報酬は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。
第四十三条ノ二から第四十三条ノ十七までを削る。
第四十四条を次のように改める。
(報酬月額の算定の特例)
第四十四条 保険者は、被保険者の報酬月額が、第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定によって算定することが困難であるとき、又は第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。
2 前項の場合において、保険者が健康保険組合であるときは、同項の算定方法は、規約で定めなければならない。

第四十四条ノ二から第四十四条ノ十四までを削る。

第四十五条から第四十七条までを次のように改める。

第四十五条 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項又は前条第一項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)

第四十六条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

2 健康保険組合は、前項の規定にかかわらず、規約で別段の定めをすることができる。

(任意継続被保険者の標準報酬)

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬については、第四十一条から第四十五条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬

二 前年(一月から三月までの標準報酬については、前々年)の十月三十一日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額(健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額)を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬

第四十八条の前に次の節名を付する。

第三節 届出等

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額に関する事項を保険者に届け出なければならない。

(通知)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三条第一項の規定による認可を行ったときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者は、第三十九条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、厚生労働大臣又は保険者にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告するものとし、保険者は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告するものとし、保険者は、事業所が廃止され

た場合その他やむを得ない事情のため同項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第五十条 保険者は、第四十八条の規定による届出があった場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

第五十一条から第五十三条までを削り、第五十条の次に次の一条、章名及び節名並びに二条を加える。

(確認の請求)

第五十一条 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、第三十九条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 保険者は、前項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料の支給

四 出産育児一時金の支給

五 出産手当金の支給

六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給

七 家族埋葬料の支給

八 家族出産育児一時金の支給

九 高額療養費の支給

(健康保険組合の付加給付)

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第五十一条において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金若しくは埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

2 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

第五十五条ノ二を削る。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項(第百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日に行うことができる。

(損害賠償請求権)

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行爲によつて生じた場合において、保険給付を行

行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

第五十七条ノ二を削る。

第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

(不正利得の徴収等)

第五十八条 偽りその他不正の行爲によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴

収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局若しくは第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行爲によつて療養の給付に關する費用の支払又は第八十五条第五項、第八十六条第四項、第八十八条第六項(第百十一条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第百十条第八項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第五十九条 保険者は、保険給付に關して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第百二十一条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。第五十九条ノ二から第五十九条ノ七までを削る。

第六十条から第六十二条までを次のように改める。

(診療録の提示等)

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当てに關し、報告若しくは診療

録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 第二十七条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

(受給権の保護)

第六十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第六十三条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

第一款 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費及び療養費の支給

第六十三条から第六十七条までを次のように改める。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条、第八十

五、第八十六條、第八十八條及び第九十七條において同じ。の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

二 食事の提供である療養（前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、同項の給付に含まれないものとする。

三 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五條の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

四 第一項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設

サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（保険医又は保険薬剤師）

第六十四條 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第六十五條 第六十三條第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

二 前項の場合において、その申請が病院又は診療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、同項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。

三 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三條第三項第一号の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三條第三項第一号の指定又は第八十六條第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関に係る同号の承認を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に關し診療又は調剤の内

容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三條第一項（第八十五條第九項、第八十六條第十三項及び第十四項、第一百十一條並びに第一百四十九條において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。

三 前二号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認めるものであるとき。

四 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三條第三項第一号の指定を行うことができる。

一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、診療法第二十一條第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。

二 当該申請に係る病床の種別に應じ、診療法第七條の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十條の三第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十條の七の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

三 その他適正な医療の効率的な提供を図る

観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に關し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認めるとき。

（保険医療機関の指定の変更）

第八十六條 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三條第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

二 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

（地方社会保険医療協議会への諮問）

第六十七條 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三條第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

第六十七條ノ二を削る。

第六十八條及び第六十九條を次のように改める。

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

第六十八條 第六十三條第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

二 保険医療機関（第六十五條第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号（その二） 健康保険法等の一部を改正する法律案

「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号の厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣の」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項第五号」を「第六十三条第一項第五号」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ八第三項第三号の厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者（次項に規定する者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第一項の療養又は指定訪問看護を受ける者（第六十九條において準用する第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者若しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者に限る。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第六十九條の二十六を第六十五條とする。

第六十九條の二十五を削る。

第六十九條の二十四の見出しを「（家族出産育児一時金）」に改め、同条第一項中「である配偶

者が分べんした」を「が出産した」に、「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に改め、同条第二項中「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に、「分べん」を「出産」に改め、同条第三項中「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に、「第五十條第一項」を「第六十條第一項」に改め、同条を第百四十四條とする。

第六十九條の二十三第三項中「第五十九條ノ三」を「第百四十三條」に改め、同条を第百四十三條とする。

第六十九條の二十二中「に対して、第四十四條ノ十四第一項」を「に対して、第九十七條第一項」に改め、同条を第百四十二條とする。

第六十九條の二十一第一項中「に対して」を「に對し」に改め、同条第二項中「第六十九條の十二第二項」を「第百二十九條第二項」に改め、同条を第百四十一條とする。

第六十九條の二十第一項中「第四十三條第三項第一号」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条第二項中「第六十九條の十二第二項」を「第百二十九條第二項」に、「第六十九條の十四」を「第百三十二條」に、「支給に」を「支給について」に改め、同条第三項中「第四十四條ノ三の」を「第八十七條第二項から第四項までの」に、「第六十九條の十四第一項」を「第百三十二條第一項」に、「第四十四條ノ三第二項中「療養費ニ係ル療養」とあるのは、「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」を「第八十七條第三項中「第七十四條第一項第二号」又は第三号に掲げる場合に該当する者」とあるのは、「六歳未満の被扶養者又は第百四十九條において準用する第百十條第四項若しくは第五項に規定する場合に該当する被扶養者」に改め、同条を第百四十條とする。

第六十九條の十九中「傷病手当金は」を「傷病手当金は、」に改め、同条を第百三十九條とする。

第六十九條の十八第一項中「分べん」を「出産」に、「服さなかつた」を「服さなかつた」に改め、同条第二項中「分べん」を「出産」に改め、同条を第百三十八條とする。

第六十九條の十七中「分べんした」を「出産した」に、「分べん」を「出産」に、「第五十條第一項」を「第百一條」に改め、同条を第百三十七條とする。

第六十九條の十六第一項中、「特定療養費の支給」を「若しくは特定療養費、療養費に、受けなかつた」を「受けなかつた」に、「であつた」を「であつた」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項中「の区分に従い、それぞれ当該各号」を「に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改め、同項各号中「第四十九條第一項」を「第百條第一項」に改め、同条第三項中「行つた」を「行つた」に改め、同条を第百三十六條とする。

第六十九條の十五第一項中、「特定療養費の支給」を「（特定療養費、療養費及び）に、特定療養費の支給」を並びに特定療養費、医療費に、「の支給、居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給」を、「居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費」に、「であつて、第六十九條の十二第三項」を「であつて、第百二十九條第三項」に、「（これらのサービスのうち」を「のうち、」に、「に」を「を含む」を「を含む」に、「できなかつた」を「できなかつた」に、「第四日」を「三日を経過した日」に改め、同条第二項中「の区分に従い」を「に掲げる場合の区分に応じ」に

改め、「それぞれ」を削り、同条第三項中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に、「もつて限度」を「超えないもの」に改め、同条第四項中「につき、第六十九條の三十の規定により、療養の給付、特定療養費の支給」を「について、第百一十八條の規定により療養の給付若しくは特定療養費、療養費に、」同法の規定による医療、特定療養費の支給」を「同法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費に、」老人訪問看護療養費の支給（これらの給付のうち第六十九條の十二第三項を「老人訪問看護療養費の支給（これらの給付のうち第百二十九條第三項に、」同法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給」を「同法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給（これらの給付のうち第六十九條の十二第三項を「特例施設介護サービス費の支給（これらの給付のうち第百二十九條第三項に、」特定療養費の支給若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療、特定療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給」を「若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給」に改め、同条を第百三十五條とする。

第六十九條の十四の三中「第四十四條ノ十四第一項」を「第九十七條第一項」に改め、同条を第百三十四條とする。

第六十九條の十四の二第二項中「第六十九條の十二第二項を」を「第六十九條第二項」に改め、同条を第百三十三條とする。

第六十九條の十四第四項中「入院時食事療養費の支給を」若しくは「入院時食事療養費」に、「第四十三條第三項第一号を」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条第二項中「第六十九條の十二第三項を」を「第六十九條第三項」に、「第四十三條第三項第一号を」を「第六十三條第三項第一号」に、「受けなかつた」を「受けなかつた」に改め、同条を第百三十二條とする。

第六十九條の十三第三項中「特定療養費を」を「特定療養費」に改め、同項第二号中「第四十三條第三項第一号を」を「第六十三條第三項第一号」に、「第六十九條の二十第一項並びに第六十九條の二十六第一項を」を「第四十條第一項並びに第四十五條第一項」に改め、同条第二項中「第六十九條の十二第二項を」を「第六十九條第二項」に改め、同条を第百三十一條とする。

第六十九條の十二の二第二項中「第四十三條第三項第一号を」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条を第百三十條とする。

第六十九條の十二第二項中「(日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この章において同じ。を)を削り、」第四十三條第一項各号を「第六十三條第一項各号」に改め、同条第二項第二号中「なつた」を「なつた」に改め、「につき特別療養費の下に」(第百四十五條第八項において準用する第百三十二條の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。を)を加え、「特定療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二

十六において同じ。)、特例居宅介護サービス費の支給を」若しくは「特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費」に改め、「(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二十六において同じ。)(療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二十六において同じ。)」及び「療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九條の十五及び第六十九條の二十六において同じ。)」を削り、「特定療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給を」若しくは「特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費」に改め、同項第三号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第三項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第四項中「第四十三條第一項各号」を「第六十三條第一項各号」に改め、同条第五項中「なつた」を「なつた」に改め、同条を第百二十九條とし、同条の前に次の節名及び二条を加える。

第三節 日雇特例被保険者に係る保険給付

(保険給付の種類)

第百二十七條 日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この節において同じ。に係るこの法律による保険給付は、

次のとおりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
- 二 傷病手当金の支給
- 三 埋葬料の支給
- 四 出産育児一時金の支給
- 五 出産手当金の支給
- 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- 七 家族埋葬料の支給
- 八 家族出産育児一時金の支給
- 九 特別療養費の支給
- 十 高額療養費の支給

(他の医療保険による給付等との調整)

第百二十八條 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法(国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。の規定若しくは第五十五條第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による家族療養費(第百四十條第二項において準用する第百三十二條の規定により支給される療養費を含む。次項において同じ。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬

料又は家族出産育児一時金の支給に相当する給付を受けたときは、その限度において、行わない。

3 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 特別療養費(第百四十五條第八項において準用する第百三十二條の規定により支給される療養費を含む。の支給は、同一の疾病又は負傷について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定若しくは第五十五條第一項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

第六十九條の十及び第六十九條の十一を削り、第六十九條の九第一項中「第六十九條の七の規定によつて」を削り、「となつた」を「となつ

たに改め、同条第二項中「があつたを」があつたに改め、同条第三項中「第六十九條の七の規定によつてを削り、」になつたを「になつた」に改め、同条を第百二十六條とし、同条の前に次の章名、一節、節名及び二條を加える。

第五章 日雇特別被保険者に関する特別
第一節 日雇特別被保険者の保険の保
險者

第百二十三條 日雇特別被保険者の保険の保

者は、政府とする。

2 日雇特別被保険者の保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。

第二節 標準賃金日額等
(標準賃金日額)
第百二十四條 標準賃金日額は、日雇特別被保険者の賃金日額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)による。

標準賃金日額 等級	標準賃金日額	賃 金 日 額
第一級	一、三三四円	一、五〇〇円未満
第二級	二、〇〇〇円	二、五〇〇円未満
第三級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第四級	四、四〇〇円	五、〇〇〇円未満
第五級	五、七五〇円	六、五〇〇円未満
第六級	七、二五〇円	八、〇〇〇円未満
第七級	八、七五〇円	九、五〇〇円未満
第八級	一〇、七五〇円	一二、〇〇〇円未満
第九級	一三、二五〇円	一四、五〇〇円未満
第一〇級	一五、七五〇円	一七、〇〇〇円未満
第一一級	一八、二五〇円	一九、五〇〇円未満
第一二級	二一、二五〇円	二三、〇〇〇円未満
第一三級	二四、七五〇円	二三、〇〇〇円以上

2 一の年度における標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の当該年度における日雇特別被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の十月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金日額の等級

区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特別被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 第四十條第三項の規定は、前項の政令の制定又は改正について準用する。

平成十四年七月二十六日 参議院会議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

(賃金日額)
第百二十五條 賃金日額は、次の各号によつて算定する。

一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日における出来高によつて定められる場合その他日雇特別被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合には、その額

二 賃金が二日以上以上の期間における出来高によつて定められる場合その他日雇特別被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合を除く。)には、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかったときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額

三 賃金が二日以上以上の期間によつて定められる場合には、その額をその期間の総日数(月の場合は、一月を三十日として計算する。)で除して得た額

四 前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額

五 前各号のうち二以上に該当する賃金を受ける場合には、それぞれの賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額

六 一日において二以上の事業所に使用される場合には、初めに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

2 前項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、社会保険庁長

官が定める。

第四章第六十九條の次に次の十八條、三款及び四節を加える。

(保険医療機関又は保険薬局の責務)
第七十條 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二條第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項第八十五條第九項、第八十六條第十四項、第一百十條第十一項及び第一百四十九條において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八號。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二號。以下「この法律」という。))による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養及び特定療養費に係る療養を担当するものとする。

(保険医又は保険薬剤師の登録)
第七十一條 第六十四條の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師がこの法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第六十四條の登録を取り消さず、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき、その他保険医又は保険薬剤師として著しく不適当と認められるものであるとき

は、同条の登録をしないことができる。

3 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医及び保険薬剤師に係る第六十四条の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険医又は保険薬剤師の責務)

第七十二条 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第一百十條第十一項及び第一百九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に当たるとする。

(厚生労働大臣の指導)

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に關し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に關し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に關する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)

第七十四条 第六十三条第三項の規定により保

険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

2 前項の給付を受ける者同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者を除く。は、当該給付に薬剤の支給(第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、同項の一部負担金のほか、当該支給を受ける薬剤につき次の各号に掲げる薬剤の区分に応じ当該各号に定める額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる薬剤以外の薬剤 支給を受ける薬剤の一日分につき次のイからハまでに掲げる当該一日分の薬剤の種類数の区分に応じ当該イからハまでに定める額

イ 二種類又は三種 三十円

ロ 四種類又は五種類 六十円

ハ 六種類以上 百円

二 頓服薬 一種類の薬剤につき十円

三 外用薬 次のイからハまでに掲げる薬剤の種類数の区分に応じ当該イからハまでに定める額

イ 一種類 五十円

ロ 二種類 百円

ハ 三種類以上 百五十円

3 次に掲げる薬剤の支給は、前項の薬剤の支給に含まれないものとする。

一 第六十三条第一項第三号に掲げる療養その他の厚生労働大臣が定める療養の給付に伴う薬剤の支給

二 第六十三条第一項第五号に掲げる療養の給付に伴う薬剤の支給

三 第七十六条第二項の規定による費用の額の算定において、薬剤の支給の有無にかかわらず、一定の額が算定される療養その他の厚生労働大臣が定める療養の給付に含まれる薬剤の支給

4 第七十六条第二項又は第三項の規定により算定した一剤の薬剤の一日分(頓服薬及び外用薬については、一剤の薬剤の一調剤分)の支給に要する費用の額が、厚生労働大臣が定める額を超えないときは、当該薬剤の支給に係る第二項の一部負担金の額の算定において、当該一剤の薬剤を一種類の薬剤とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第二項の一部負担金の額の算定方法に關し必要な事項は、政令で定める。

6 保険医療機関又は保険薬局は、第一項及び第二項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険

医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第七十五条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額(同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額)に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(療養の給付に關する費用)

第七十六条 保険者は、療養の給付に關する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に關し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

3 保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができ。この場合において、保険者が健康保険組合であるときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に關する費用の請求があつたとき

は、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めによりして審査の上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)による社会保険診療報酬支払基金(第八十八条第十一項において単に「基金」という。)に委託することができる。

6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(薬価調査等)についての厚生労働大臣の権限)
第七十七条 厚生労働大臣は、前条第二項の定めうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)
第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に開設者若しくは管理者若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について

て、第二十七条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)
第七十九条 保険医療機関又は保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 保険医又は保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)
第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十二条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

一 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第九十条第十一項及び第九十四条第九項)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

二 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、第七十条第一項(第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第九十条第十一項及び第九十四条第九項)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

三 療養の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項、第八十六条第四項若しくは第九十条第八項(これらの規定を第九十四条九条において準用する場合を含む。の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

四 保険医療機関又は保険薬局が、第七十八

条第一項(第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第九十条第十一項及び第九十四条九条)において準用する場合を含む。次号において同じ。の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、第七十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

六 この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養若しくは特定療養費に係る療養に關し、前各号のいずれかに相当する事由があつたとき。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)
第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項(第八十五条第九項、第八十六条第十四項、第九十条第十一項及び第九十四条九条)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項(第八十五条第九項、第八十六条第十四

三項及び第十四項、第九十条第十一項並びに第九十四条九条)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 この法律以外の医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に關し、前二号のいずれかに相当する事由があつたとき。

(社会保険医療協議会への諮問)
第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項(これらの規定を第八十五条第九項、第八十六条第十四項及び第九十条第十一項並びに第九十四条九条)において準用する場合を含む。の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項若しくは第七十六条第二項(第九十四条九条)において準用する場合を含む。の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)
第八十三条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む。)を行おうとするとき、若しくは

（保険者が指定する病院等における療養の給付）

2 第六十三條第三項第二号に掲げる病院若し

3 健康保険組合は、規約で定めるところにより、第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、第七十四条の規定の例により算定した額の範囲内において一部負担金を支払わせることができる。

第八十五条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養に

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようと

4 厚生労働大臣は、標準負担額を定めた後に

5 被保険者が第六十三条第三項第一号又は第

被保険者に対し支給すべき額の限度において

6 前項の規定による支払があつたときは、被

7 被保険者が第六十二条第三項第三号に掲げ

第六十三條第三項各号に掲げる病院又は診

第六十三條第四項、第六十四條、第七十條

(特定療養費)

るところにより、次に掲げる療養を受けたと

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

十五条の規定により、病床の全部又は一部

機関」という。)のうち自己の選定するもの

くは診療所（特定承認保険医療機関を除

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1001-1005.

一 当該療養（食事療養を除く。）につき第七

用の額)から、その額に第七十四条第二項

食事療養に要した費用の額)から標準負担

3 第一項の療養(第七十四条第一項第二号)

一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣

伴う薬剤の支給

ず、一定の額が算定される療養その他の厚

- 4 被保険者が特定承認保険医療機関から療養を受け、又は第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(特定承認保険医療機関を除く)若しくは薬局から選定療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該特定承認保険医療機関又は病院若しくは診療所若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該特定承認保険医療機関又は病院若しくは診療所若しくは薬局に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し特定療養費の支給があったものとみなす。
- 6 被保険者が特定承認保険医療機関である第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所から療養を受けた場合又は同号に掲げる病院若しくは診療所(特定承認保険医療機関を除く)若しくは薬局から選定療養を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、特定療養費の支給があったものとみなす。
- 7 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
- 8 病院又は診療所は、同時に特定承認保険医療機関及び保険医療機関であることはできない。
- 9 特定承認保険医療機関が第六十三条第三項第一号の指定を受けたときは、その承認を辞退したものとみなす。
- 10 保険医療機関が第一項第一号の承認を受けたときは、その指定を辞退したものとみなす。
- 11 第六十三条第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所が第一項第一号の承認を受けたときは、同条第三項の規定にかかわらず、当該病院又は診療所においては、療養の給付(入院時食事療養費に係る療養を含む)は、行わない。
- 12 厚生労働大臣は、第一項第一号の高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令を定めようとするとき、又は第二項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- 13 第六十三条から第八十三条まで(第六十三条第一項から第三項まで、第六十九条、第七十一条、第七十四条、第七十五条、第七十六条第一項及び第二項、第七十九条第二項、第八十一条並びに第八十二条第一項を除く)の規定は、特定承認保険医療機関並びに特定承認保険医療機関から受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。
- 14 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条及び第八十四条第一項の規定は、保険医療機関等から受けた選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。
- 15 第七十五条の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
- 8 療養費の給付若しくは入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当てを受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。
- 2 療養費の額は、当該療養(食事療養を除く)について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額(次項において「定率支給標準額」という。)及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。
- 3 第一項の療養費に係る療養(第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く)に薬剤の支給(次に掲げるものを除く)が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から、当該薬剤の支給につき同条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、保険者が定める。
- 一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給
二 第六十三条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給
三 第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養又は前条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給
- 4 第二項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第二項の費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条第二項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。
- 第二款 訪問看護療養費の支給
- 第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助(保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。)を行う事業をいう)を行う事業所により行われる訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。
- 2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

- 3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。
- 4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- 5 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- 6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があったものとみなす。
- 8 第七十五条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
- 9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
- 10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があったときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金に委託することができ。
- 12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。
- 13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(指定訪問看護事業者の指定)
第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)ごとに行う。
- 2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者については、介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者(訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。)の指定があったときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第一項の指定があったものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。
- 3 介護保険法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消しは、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第一項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない。
一 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
二 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
三 申請者が、第九十二条第二項(第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。
(指定訪問看護事業者の責務)
第九十条 指定訪問看護事業者は、第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、訪問看護を受ける者の心身の状況等に応じて自ら適切な指定訪問看護を提供するものとする。
- 2 指定訪問看護事業者は、前項(第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに老人保健法による医療を受けることができる者の指定老人訪問看護を提供するものとする。
(厚生労働大臣の指導)
第九十一条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。
- (指定訪問看護の事業の運営に関する基準)
第九十二条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所に、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
(変更の届出等)
第九十三条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- (指定訪問看護事業者等の報告等)
第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者(以下この項において「指定訪問看護事業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者等であった者等を含む。)に対し出頭を

求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者について、第九十二条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定訪問看護事業者が、第九十二条第二項(第九十一条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定訪問看護事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 第八十八条第六項(第九十一条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請求について不正があつたとき。

四 指定訪問看護事業者が、前条第一項(第九十一条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者

が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

六 この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は老人保健法による医療を受けることができる者の指定老人訪問看護に関し、第二号から前号までのいずれかに相当する事由があつたとき。

七 指定訪問看護事業者が、不正の手段により指定訪問看護事業者の指定を受けたとき。

(公示)

第九十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定訪問看護事業者の指定をしたとき。

二 第九十三条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条の規定により指定訪問看護事業者の指定を取り消したとき。

第三款 移送費の支給

第九十七条 被保険者が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

第四款 資格喪失後の継続給付

第九十八条 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第九十四条及び第九十六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)が、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス)をいう。第九十五条第二項において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第七十五条第五項に規定する居宅サービスをいう。以下この項、第九十五条第二項及び第九十五条第五項において同じ。))若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。第九十五条第二項において同じ。))若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第七十五条第二十項に規定する施設サービスをいう。以下この項、第九十五条第二項及び第九十五条第五項において同じ。))のうち、

療養に相当するものを受けている場合には、当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。又は負傷について、その療養又はその居宅サービス若しくはこれに相当するサービス若しくは施設サービスの開始後五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。ただし、老人保健法の規定による医療を受けることができる間は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。

第三節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

(傷病手当金)

第九十九条 被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額額の三十分の一に相当する額)の額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てたものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。をいう。第一百一条において同じ。の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

(埋葬料)

第二百条 被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、被保険者の標準報酬月額に相当する金額その金額が政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(出産育児一時金)

第二百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

(出産手当金)

第二百二条 被保険者が出産したときは、出産の日(出産の日が産の予定日後であるときは、産の予定日(以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日まで)の間において勤務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(出産手当金と傷病手当金の調整)

第二百三条 出産手当金を支給する場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払とみなす。

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第二百四条 一年以上被保険者であつた者であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている者は、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

けることができる。

(資格喪失後の死亡に関する給付)

第二百五条 第九十八条又は前条の規定により保険給付を受ける者が死亡したとき、これらの規定により保険給付を受けていた者がその給付を受けなくなつた日(後三月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日)後三月以内に死亡したときは、被保険者であつた者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受けることができる。

2 第五十五条第二項の規定の適用を受ける被保険者であつた者又は第九十八条第一項ただし書の規定の適用を受ける被保険者であつた者については、当該介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第二百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第二百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。)、施設介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第二百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。))若しくは特例施設介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。第二百二十九条第二項第二号、第二百三十五条第四項及び第四百四十五条第一項において同じ。))又は当該老人保健法の

規定により行われる医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給を第九十八条第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給とみなして、前項の規定を適用する。

3 第二百条の規定は、前二項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合及び第一項の埋葬料の金額について準用する。

(資格喪失後の出産に関する給付)

第二百六条 一年以上被保険者であつた者が被保険者の資格を喪失した日(後六月以内に出生したときは、出生につき被保険者として受けることができるはずであつた保険給付を最後の保険者から受けることができる。)

(船員保険の被保険者となつた場合)

第二百七条 第九十八条第二項の規定は、前三条の規定による保険給付について準用する。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第二百八条 疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金又は出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法(昭和三十四年法

律第四百一十一号)による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額(第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)の合計額が当該障害手当金の額に達するに至るまでの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(任意継続被保険者又は第二百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢

又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者(次項において「年金保険者」という。)に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第九九条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受けることができるはずであつた報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは、傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けるときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

第四節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給

(家族療養費)

第一百条 被保険者の被扶養者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第六十二条までにおいて同じ。)が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、第一号から第六号までに掲げる場合においては現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十(第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する額を、第七号に掲げる場合においては、第二号、第四号又は第六号に規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の八十に相当する額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等から第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うもの及び選定療養を除く。)を受ける場合、その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する額

二 保険医療機関等から第六十三条第一項第五号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)を受ける場合、その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する額

療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する額

三 特定承認保険医療機関から第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合、その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する額

四 特定承認保険医療機関から第六十三条第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。以下この号において同じ。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第五号に掲げる療養であつて選定療養に該当するものを受ける場合、その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する額

五 保険医療機関等から第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うもの及び選定療養を除く。)及び同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)を受ける場合、第一号及び第三号に規定する額の合算額

六 保険医療機関等から第六十三条第一項第五号に掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同号に掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受ける場合、第二号及び第四号に規定する額の合算額

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合に

において併せて食事療養を受ける場合、第二号、第四号又は前号に規定する額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額の合算額

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者(次項に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 第二項第一号、第三号又は第五号の療養(六歳未満の被扶養者又は前二項に規定する場合に該当する被扶養者が受けたものを除く。)に薬剤の支給(次に掲げるものを除く。)が含まれるときは、家族療養費の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する額(その額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額)から、当該薬剤の支給について第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額とする。

一 第七十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 第七十四条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養又は第八十六条第三項第三号の厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

7 第二項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第七十六条第二項の費用の額の算定、第二項第三号及び第四号に規定するものにあつては第八十六条第二項第一号の費用の額の算定、第二項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては、第八十五条第二項の費用の額の算定の例による。

8 被扶養者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

10 被扶養者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合において、保険者がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

11 第六十三条、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十

六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項、第八十五条第八項、第八十六条第七項、第八十七条及び第九十八条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第八十七条第三項中「第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者」とあるのは、「六歳未満の被扶養者又は第九十条第四項若しくは第五項に規定する場合に該当する被扶養者」と読み替へるものとする。

12 第七十五条の規定は、第八項の場合において療養につき第七項の規定により算定した費用の額その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

(家族訪問看護療養費)
第一百一十一条 被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第八十八条第四項の厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十
- 二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
- 三 被扶養者(次号に規定する被扶養者を除く)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第七十四条第一項第三号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

3 第八十八条第二項、第三項、第六項から第十一項まで及び第十三項、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第二項及び第三項、第九十四条並びに第九十八条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

(家族移送費)
第一百二十二条 被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、家族移送費の支給について準用する。

(家族埋葬料)
第一百十三条 被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対し、政令で定める金額を支給する。

(家族出産育児一時金)
第一百十四条 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第一百一条の政令で定める金額を支給する。

第五節 高額療養費の支給
第一百十五条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。次項において同じ)に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に必要事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

第六節 保険給付の制限
第一百十六条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第一百十七条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第一百八条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付は、行わない。

- 一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
- 二 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに該当する場合であつても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第一百九条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第二百一十條 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

第二百一十一條 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第五十九條の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二百一十二條 第六十六條、第六十七條、第六十八條第一項及び第六十九條の規定は、被保険者の被扶養者について準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

本則に次の六章を加える。

第六章 保健事業及び福祉事業

第二百五十條 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 保険者は、前二項の事業に支障がない場合に限って、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、

保険者は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項又は第二項の事業を行うことを命ずることができる。

第七章 費用の負担

(国庫負担)

第二百五十一條 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、第七十三條の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金以下「退職者給付拠出金」という。並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

第二百五十二條 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する。

2 前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

(国庫補助)

第二百五十三條 国庫は、第二百五十一條に規定する費用のほか、政府が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）に千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得

た額を補助する。

2 国庫は、第二百五十一條及び前項に規定する費用のほか、健康保険の被保険者である政府が拠出すべき老人保健法の規定による医療費拠出金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用に同項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

第二百五十四條 国庫は、第二百五十一條及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）に健康保険組合（第三條第一項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の被保険者を含む。第七十一條第二項及び第三項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 国庫は、第二百五十一條、前条及び前項に規定する費用のほか、健康保険の被保険者である政府が拠出すべき老人保健法の規定による医療費拠出金及び介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

(保険料)

第二百五十五條 保険者は、健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第七十三條の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

(被保険者の保険料額)

第二百五十六條 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護保険法第九條第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額に介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

2 前項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

(任意継続被保険者の保険料)

第二百五十七條 任意継続被保険者に関する保険料は、任意継続被保険者となった月から算定する。

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

(保険料の徴収の特例)

第百五十八条 前月から引き続き被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、次条及び第百六十三条において同じ。)である者が第百五十八条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以後、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はその翌月以後、同項各号のいずれかに該当しなくなつた月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた月に同項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、この限りでない。

第百五十九条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)その他政令で定める法令に基づく育児休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者に申出をしたときは、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

(保険料率)

第百六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十五とする。

厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。)の予定額並びに第百七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

3 社会保険庁長官は、少なくとも二年ごとに、第一項の一般保険料率(第七項の規定によりその一般保険料率を変更された場合においては、変更後の一般保険料率。次項において同じ。)が前項の基準に適合していることを確認し、その結果を公表するものとする。

4 社会保険庁長官は、第一項の一般保険料率が第二項の基準に適合しないことが明らかにしたときは、厚生労働大臣に対し、第一項の一般保険料率の変更について申出をすることができ。

5 前項の申出であつて一般保険料率の引上げに係るものは、保険給付の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができる。

6 前項に規定する場合のほか、老人保健拠出金若しくは退職者給付拠出金の増加に伴いその納付に必要がある場合又は一般保険料額の総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることができる。

7 厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分の九十一までの範囲内において、第一項の一般保険料率(この項の規定によりその一般保険料率を変更された場合においては、変更後の一般保険料率)を変更することができる。

8 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により一般保険料率を変更したときは、速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

9 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、千分の三十から千分の九十五までの範囲内において、決定するものとする。

10 前項の一般保険料率の決定は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

11 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)の額(政府が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の標準報酬月額額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

(保険料の負担及び納付義務)

第百六十一条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

(健康保険組合の保険料の負担割合の特例)

第百六十二条 健康保険組合は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる。

(組合員である被保険者の負担する一般保険料額の限度)

第百六十三条 健康保険組合の組合員である被保険者の負担すべき一般保険料額が一月につき標準報酬月額に千分の四十五を乗じて得た額を超える場合においては、その超える部分は、事業主の負担とする。

(保険料の納付)

第百六十四条 被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。ただし、任意継続被保険者に関する保険料については、その月の十日(初めて納付すべき保険料については、保険者が指定する日)までとする。

2 保険者は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、保険者は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(任意継続被保険者の保険料の前納)

第百六十五条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

(口座振替による納付)

第百六十六條 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその他の払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の源泉控除)

第百六十七條 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(日雇特例被保険者の保険料額)

第百六十八條 日雇特例被保険者に関する保険料額は、一日につき、その者の標準賃金日額の等級に應じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする。

一 標準賃金日額に政府が管掌する健康保険

の被保険者の一般保険料率(第百六十條第七項の規定によりその一般保険料率を変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この号において同じ。)と介護保険料率とを合算した率(介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、一般保険料率)を乗じて得た額

二 前号に掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

(日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)

第百六十九條 日雇特例被保険者は前条第一号の額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額及び同条第二号の額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額を負担する。

2 事業主(日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第百七十一条において同じ。)は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべき保険料を納付する義務を負う。

3 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

4 日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者は、適用事業所に使用される日ごとに、その日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

5 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日

雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。

6 事業主は、第二項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う責金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。

(日雇特例被保険者の保険料額の告知等)

第百七十條 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 追徴金を計算するに当たり、決定された保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、保険者に納付しなければならない。

(健康保険印紙の受払等の報告)

第百七十一條 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付(以下この条において「受払等」という。)に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、日雇特例被保険者の保険の保険者にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 前項の場合において、健康保険組合を設立する事業主は、併せて当該健康保険組合に同項の報告をしなければならない。

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、日雇特例被保険者の保険の保険者に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

(保険料の繰上徴収)

第百七十二條 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人である納付義務者が、解散をした場合

三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

(日雇特例被保険者の徴収及び納付義務)

第百七十三條 日雇特例被保険者の保険の保険者は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含む。第百七十五条において同じ。)に充てるため、第百七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合(以下「日雇関係組合」という。)から拠出金を徴収する。

2 日雇関係組合は、前項に規定する拠出金(以下「日雇拠出金」という。)を納付する義務を負う。

(日雇拠出金の額)

第百七十四条 前条第一項の規定により日雇関係組合から徴収する日雇拠出金の額は、当該年度の概算日雇拠出金の額とする。ただし、前年度の概算日雇拠出金の額が前年度の確定日雇拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算日雇拠出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前年度の概算日雇拠出金の額が前年度の確定日雇拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算日雇拠出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

(概算日雇拠出金)

第百七十五条 前条の概算日雇拠出金の額は、当該年度の日雇特別被保険者に係る健康保険事業に要する費用の見込額から当該年度の日雇特別被保険者に関する保険料相当額の見込額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定する額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特別被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

(確定日雇拠出金)

第百七十六条 第百七十四条の確定日雇拠出金の額は、前年度の日雇特別被保険者に係る健康保険事業に要した費用(老人保健拠出金の納付に要した費用を含む。)から前年度の日雇特別被保険者に関する保険料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特別被

保険者に関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特別被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

(日雇拠出金の額の算定の特例)

第百七十七条 合併又は分割により成立した日雇関係組合、合併又は分割後存続する日雇関係組合及び解散をした日雇関係組合の権利義務を承継した健康保険組合に係る日雇拠出金の額の算定の特例については、老人保健法第五十八条に規定する老人保健拠出金の額の算定の特例の例による。

(政令への委任)

第百七十八条 第百七十三条から前条までに定めるもののほか、日雇拠出金の額の決定、納付の方法、納付の期限、納付の猶予その他日雇拠出金の納付に關して必要な事項は、政令で定める。

(国民健康保険の保険者への適用)

第百七十九条 第三条第一項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第百七十三条から前条までの規定を適用する。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第百八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第百七十二条(附則第六條)において準用する場合を含む。)の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、保険者は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過し

た日でなければならない。ただし、第百七十二条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 保険者は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む)ものとし、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区とする。第六項において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。
二 第百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5 前項の規定により健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合においては、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6 市町村は、第四項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第百八十一条 前条第一項の規定によって督促をしたときは、保険者は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情がある

と認められる場合は、この限りでない。

一 徴収金額が千円未満であるとき。
二 納期を繰り上げて徴収するとき。
三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたとき。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権の順位)

第百八十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第百八十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第八章 健康保険組合連合会

(設立、人格及び名称)

第百八十四条 健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

- 2 連合会は、法人とする。
- 3 連合会は、その名称中に健康保険組合連合会という文字を用いなければならない。
- 4 連合会でない者は、健康保険組合連合会という名称を用いてはならない。
(設立の認可等)
- 第百八十五条 連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。
- 3 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため必要があると認めるときは、連合会に加入することを命ずることができる。
(規約の記載事項)
- 第百八十六条 連合会は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 目的及び事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 総会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 資産及び会計に関する事項
- 八 公告に関する事項
- 九 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
(役員)
- 第百八十七条 連合会に、役員として会長、副会長、理事及び監事を置く。
- 2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して連合会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

- 代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して連合会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、連合会の業務の執行及び財産の状況を監査する。
(準用)
- 第百八十八条 第九條第二項、第十六條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第二項、第十九條、第二十條、第二十六條第一項(第二号に係る部分を除く。)、及び第二項、第二十七條、第二十九條、第三十條、第五十條並びに第九十五條の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合会」とあるのは「総会」と、第十六條第二項中「前項」とあるのは「第八十六條」と、第二十九條第四項中「前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業」とあるのは「その事業」と読み替えるものとする。
- 第九章 不服申立て
(審査請求及び再審査請求)
- 第百八十九条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとなし、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

- 3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
- 4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。
- 第百九十条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第百八十条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
- (行政不服審査法の適用関係)
- 第百九十一条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)、及び第五節の規定は、適用しない。
(不服申立てと訴訟との関係)
- 第百九十二条 第百八十九條第一項又は第百九十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。
- 第十章 雑則
(時効)
- 第百九十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。
- 2 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第百八十九号)第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
(期間の計算)
- 第百九十四条 この法律又はこの法律に基づく

- 命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。
- (印紙税の非課税)
- 第百九十五条 健康保険に関する書類には、印紙税を課さない。
- (戸籍事項の無料証明)
- 第百九十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。第二十三條において同じ。))は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
- 2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被扶養者又は被扶養者であつた者の戸籍について準用する。
(報告等)
- 第百九十七条 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八條に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。
- 2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(日雇特別被保険者であつた者を含む。))又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。
(立入検査等)
- 第百九十八条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事

業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供)

第百九十九条 社会保険庁長官は、被保険者の資格に必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(共済組合に関する特例)

第二百条 国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所に使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であつて共済組合の組合員であるものに対しては、この法律による保険給付は、行わない。

2 共済組合の給付の種類及び程度は、この法律の給付の種類及び程度以上であることを要する。

第二百一条 厚生労働大臣は、共済組合について、必要があると認めるときは、その事業及び財産に関する報告を徴し、又はその運営に関する指示をすることができる。

第二百二条 第二百条第一項の規定により保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しない。

(市町村が処理する事務)

第二百三条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二百四条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に

に委任することができる。

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限のうち健康保険組合の指導及び監督に係るものの一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第二百六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(実施規定)

第二百七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第十一章 罰則

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条(附則第六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四十九条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百六十一条第二項(附則第六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第百六十九条第二項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第百七十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは同項若しくは同条第二項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第百九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百九条 事業主以外の者が、正当な理由がなくて第百九十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十條 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十条第二項(第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一條 第百二十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第百二十六条第一項の規定に違反して、申請をせず、又は第百六十九条第四

項の規定に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十三條 健康保険組合又は第百五十四条第一項に規定する国民健康保険の保険者である国民健康保険組合の役員、清算人又は職員が、第百七十一条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二百八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第二百十五條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第六十条第一項(第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十六條 事業主が、正当な理由がなくて第百九十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十七條 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第百九十七条第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったと

きは、十万円以下の過料に処する。

第二百十八条 健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなくて厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかったときは、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の二倍に相当する金額以下の過料に処する。

第二百十九条 健康保険組合又は連合会が、第十六条第三項(第百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第二十七条(第百八十八条において準用する場合を含む。)以下の条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第二十七條の規定による当該職員との質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九條第一項(第百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

第二百二十条 第十條第二項又は第百八十四條第四項の規定に違反して、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。附則第一条から第十三条までを次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

(検討)

第二条 この法律による健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五

十二年法律第八十六号)の施行後三年を目途として必要な措置が講ぜられるものとする。

(特別保険料)

第三条 政府は、前条の措置が講ぜられるまでの間、その管掌する健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、第百五十五條の規定により徴収する保険料のほか、この条、次条及び附則第六條の規定により、保険料(以下「特別保険料」という。)を徴収する。

2 特別保険料の額は、被保険者(任意継続被保険者並びに第百五十八條及び第百五十九條の規定によりその月に係る保険料を徴収されない被保険者を除く。)が賞与等(賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。以下同じ。)を受けた月につき、その額(その額に百円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)に千分の十を乗じて得た額とする。

3 第四十六條第一項の規定は、賞与等の全部又は一部が、通貨以外のものとして支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

4 第百六十一條第一項本文の規定は、特別保険料について準用する。ただし、被保険者が負担すべき特別保険料の額については、当分の間、その額の五分の二を免除する。

5 国庫は、前項ただし書の規定により免除された特別保険料の額に相当する額を補助する。

6 特別保険料は、第百七十三條第一項、第百七十五條及び第百七十六條の規定の適用につ

いては、第百五十五條の規定により徴収する保険料とみなす。

7 第百六十六條の規定は、第一項の規定による特別保険料について準用する。

第四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与等を支払う場合においては、被保険者の負担すべき特別保険料を賞与等から控除することができる。

2 第百六十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五条 健康保険組合は、附則第二條の措置が講ぜられるまでの間、第百五十五條の規定により徴収する保険料のほか、規約で定めるところにより、附則第三條第一項及び第二項並びに前条の規定の例により、健康保険事業に要する費用(老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、特別保険料を徴収することができる。

2 前項の場合において、同項の規定によりその例によることとされる附則第三條第二項中「千分の十」とあるのは、「千分の十の範囲内において規約で定める率」とする。

3 第一項の場合において、第四十六條の規定は、賞与等の全部又は一部が通貨以外のものとして支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

4 第百六十一條第一項本文及び第百六十二條の規定は、第一項の規定による特別保険料について準用する。

第六條 第四十八條の規定は賞与等の額に関する事項について、第百六十一條第二項及び第四項、第百六十四條(第一項ただし書を除く。)並びに第百七十二條の規定は附則第三條第一項又は前条第一項の規定による特別保険料について準用する。

(健康保険組合の財政調整)

第七條 健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付又は健康保険組合に係る老人保健拠出金、日雇拠出金若しくは退職者給付拠出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、連合会は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合(以下この条において「組合」という。)に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業に要する費用に充てるため、連合会に対し、政令で定めるところにより、拠出金を拠出するものとする。

3 組合は、前項の規定による拠出金の拠出に要する費用に充てるため、調整保険料を徴収する。

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額に調整保険料率を乗じて得た額とする。

5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬月額を基礎として、政令で定める。

6 第二十九條及び第百八十五條第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第二十九條第一項中「事業若しくは財産」とあるのは、「事業」と、同条第四項中「とき、又は前条第一項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めにに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは、「とき」と、第百八十五條第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは、「附則第七條第一項

の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

7 第百五十九条、第百六十一条、第百六十二条及び第百六十七条の規定は、第三項の規定による調整保険料について準用する。

8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定は、第百六十条第十項の規定にかかわらず、同項の認可を受けることを要しない。

9 前項の規定による決定をしたときは、当該変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(特定健康保険組合)

第八条 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合(以下この条において「特定健康保険組合」という。)の組合員である被保険者であつた者であつて、国民健康保険法第八条の二第二項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定健康保険組合の規約で定めるものは、当該特定健康保険組合に申し出て、当該特定健康保険組合の被保険者(以下この条において「特例退職被保険者」という。)となることができる。ただし、任意継続被保険者であるときは、この限りでない。

2 特例退職被保険者は、同時に二以上の保険者(共済組合を含む。)の被保険者となることのできない。

3 特例退職被保険者は、第一項の申出が受理された日から、その資格を取得する。

4 特例退職被保険者の標準報酬については、第四十一条から第四十五条までの規定にかかわらず、当該特定健康保険組合が管掌する前年(一月から三月までの標準報酬)については、前々年の十月三十一日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の二分の一に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。

5 第九十九条及び第百四条の規定にかかわらず、特例退職被保険者には、傷病手当金は、支給しない。

6 特例退職被保険者は、この法律の規定(第三十八条第二号から第六号までを除く。)の適用については、任意継続被保険者とみなす。この場合において、同条第一号中「任意継続被保険者となつた日から起算して二年を経過したとき(次号に規定する者を除く。)」とあるのは、「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第二項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」とする。

7 特例退職被保険者に対する保険給付の特例その他特例退職被保険者に関して必要な事項は、政令で定める。

(政府管掌健康保険の被保険者に係る給付の事業)

第九条 被保険者を使用する事業主(健康保険組合が組織されている事業所の事業主を除く。)及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるものであつて、政令で定める要件に該当するものとして社会保険庁長官の承認を受けたもの(以下この条において「承認法人等」という。)は、当該被保険者の療養に關して保険給付があつた場合において、第七十四条第一項及び第二項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができ。

2 承認法人等は、前項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、事業主又は被保険者から費用を徴収することができる。

ることができ。

3 承認法人等の事業に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(国庫補助の経過措置)

第十條 当分の間、第百五十三条第一項中「千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、及び第百五十四条第一項中「前条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百三十三」と、同条第二項中「同条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百六十四」とする。

(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)

第十一條 この法律の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。

(特定被保険者)

第十二條 健康保険組合は、第百五十六条第一項第二号及び第百五十七条第二項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者(介護保険第二号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。)に關する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができ。

2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第十二条第一項及び第三項」とする。

3 第百五十六条第二項の規定は、介護保険第二号被保険者である被扶養者第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者の被扶養者に限る。が介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合について準用する。

4 第一項の規定により特定被保険者に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合の介護保険料率の算定の特例に關して必要な事項は、政令で定める。

(承認健康保険組合)

第十三條 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合(以下この条において「承認健康保険組合」という。)は、第百五十六条第一項第一号、第百五十七条第二項、第百六十条第十一項及び前条第一項の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者(同項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者を含む。第四項において同じ。)に關する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額との合算額とすることができ。

2 前項の特別介護保険料額の算定方法は、政令で定める基準に従い、各年度における当該承認健康保険組合の特別介護保険料額の総額と当該承認健康保険組合が納付すべき介護納付金の額とが等しくなるように規約で定めるものとする。

3 前項の政令は、介護保険法第百二十九条第二項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

4 承認健康保険組合の介護保険第二号被保険者である被保険者に対する第百六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。附則第十四条を削る。

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「標準報酬」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「資格喪失後の継続給付」を「補則」に改める。

第三条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対価として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

第三十八条中「第五号又は第六号」を「第四号又は第五号」に改め、同条第一号中「(次号に規定する者を除く。)」を削り、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 標準報酬月額及び標準賞与額
第四十条の見出しを「(標準報酬月額)」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同項の表標準報酬等級の項中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改め、同条第二項中「における標準報酬等級」を「における標準報酬月額等級」に、「十月一日」を「九月一日」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同項ただし書中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改める。

第四十一条第一項中「八月一日」を「七月一日」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「十月から翌年の九月まで」を「九月から翌年の八月まで」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第三項中「七月一日から八月一日まで」を「六月一日から七月一日まで」に、「八

月から十月まで」を「七月から九月まで」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改める。

第四十二条第一項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「九月(七月一日)を「八月(六月一日)に、「九月」を「八月」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改める。

第四十三条第一項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第二項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「九月(八月)を「八月(七月)に、「九月」を「八月」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

第四十五条を次のように改める。

(標準賞与額の決定)

第四十五条 保険者は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が二百万円(第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えるときは、これを二百万円とする。

2 第四十条第三項の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

第四十六条第一項中「報酬」の下に「又は賞与」を加える。

第四十七条の見出し中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条中「任意継続被保険者の標準報酬」を「任意継続被保険者の標準報酬月額」に、「第四十五条まで」を「第四十四条まで」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第一号中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第二号中「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「十月三十一日」を「九月三十日」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「ときの標準報酬」を「ときの標準報酬月額」に改める。

第四十八条中「報酬月額」の下に「及び賞与額」を加える。

第四十九条第一項中「標準報酬」の下に「標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十四条中「第一百条第十一項」を「第一百条第七項」に改める。

第五十六条第一項中「第一百五十三条」を「第一百五十二条」に改める。

第五十八条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第三項」に、「第一百条第八項」を「第一百条第四項」に改める。

第六十五条第三項第二号中「第八十六条第十三項及び第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十三項及び第十三項、第一百条第七項」に改める。

第七十条第二項中「第八十六条第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十三項、第一百条第七項」に改め、「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加える。

第七十二条第二項中「第八十六条第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十三項、第一百条第七項」に改める。

第七十四条第一項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項及び第二項」を

「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十五条中「(同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額)を削る。

第八十条第一号及び第二号中「第八十六条第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十三項、第一百条第七項」に改め、同条第三号中「第八十六条第四項若しくは第一百条第八項」を「第八十六条第三項若しくは第一百条第四項」に改め、同条第四号中「第八十六条第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十三項、第一百条第七項」に改める。

第八十一条第一号及び第二号並びに第八十二条第一項中「第八十六条第十三項及び第十四項、第一百条第十一項」を「第八十六条第十二項及び第十三項、第一百条第七項」に改める。

第八十六条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第八十七条第二項中「(次項において「定率支給標準額」という。))」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款 補則

第九十八条に見出しとして「(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)」を付し、同条第一項中「の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。であつた者(第四十条及び第六十六条において「一年以上被保

險者であった者」という。)が「を」が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において「に」、「第百五十二条第二項において同じ。」「を」第百二十九条第二項第二号において同じ。」「に」、「居宅サービスをいう。

以下この項、第百五条第二項を、居宅サービスをいう。第百二十九条第二項第二号に、「第百五条第二項において同じ。若しくはを」第百二十九条第二項第二号において同じ。若しくははに、「施設サービスをいう。以下この項、第百五条第二項を」施設サービスをいう。第百二十九条第二項第二号に、「場合には、当該疾病（その原因となった疾病又は負傷を含む。）又は負傷について、その療養又はその居宅サービス若しくはこれに相当するサービス若しくは施設サービスの開始後五年を経過するまでの間」を「ときは」に改め、ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。

一 当該疾病又は負傷について、次章の規定により療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき、又は老人保健法の規定により医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは移送費の支給（次項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至ったとき。

二 その者が、被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三 被保険者の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

第九十八條に次の二項を加える。

3 第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費(第百四十五条第七項において準用する第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。)又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、第百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該疾病又は負傷について、同法の規定により医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

4 第一項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は、当該疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第百四条中「一年以上被保険者であつた者」を「被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者)にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き一年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く)であつた者(第百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。)」に、「受けている者」を「受けているもの」に改める。

第百五十五条第一項中「第九十八條又は」を削り、「これら」を「同条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。
第百七条を次のように改める。

(船員保険の被保険者となった場合)

第七百七条 前三条の規定にかかわらず、被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。

第一百条第二項を次のように改める。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき算定

した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

口 被扶養者が三

以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（二に規定する被

く。が七十歳に達する日の属する月の翌

月以後である場合 百分の九十

二 第七十四条第一項第三号に掲げる場合

に該当する被保険者その他政令で定める

被保険者の被扶養者が七十歳に達する日

の属する月の翌月以後である場合 百分

の八十

二 当該食事療養につき算定した費用の額

(その額が現に当該食事療養に要した費用

の密を起るときは、当該現に食事療養に要した費用の項から標準負担額を控除し

要した費用の客)から標準負担客を控除し

第百十條第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定

するを「前項第一号の」に、「同項第一号及び第二号に規定するもの」を「保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するもの」を「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合」に、「第二項第七号に規定する」を「前項第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第八十六条第七項」を「第八十六条第六項」に改め、後段を削り、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第八項」を「第四項」に、「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第百十一條第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に、「当該各号」を「同号イからニまで」に改め、各号を削る。

第二百二十四条第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。

第二百二十八条第四項中「第四百四十五条第八項」を「第四百四十五条第七項」に改める。

第二百二十九条第二項ただし書中「又は第三号」を削り、同項第二号中「第四百十五条第八項」を

「第百四十五条第七項」に、「特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の

支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給が」を「これらの支

給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五条第四

項及び第百四十五条第一項において同じ。）、特
例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援

サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサー

ビスに係るものに限る。以下この号、第二百三十

五条第四項及び第百四十五條第一項において同じ。)、施設介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する施設介護サービス等に係るものに限る。以下この号、第百三十五條第四項及び第百四十五條第一項において同じ。若しくは特例施設介護サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第百三十五條第四項及び第百四十五條第一項において同じ。が)に改め、次号において「療養の給付等開始日」という。を削り、同項第三号を削り、同条第三項中「又は第三号」を削る。

第百四十條第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、後段を削る。

第百四十五條第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第百四十九條の表第八十六條第二項から第五項まで及び第十五項の項中「第五項まで及び第十五項」を「第四項まで及び第十四項」に改め、同表第八十六條第七項の項中「第八十六條第七項」を「第八十六條第六項」に改め、同表第八十六條第十一項の項中「第八十六條第十一項」を「第八十六條第十項」に改め、同表第八十七條第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同表第百十條第二項から第六項までの項中「から第六項まで」を削り、同表第百十條第七項から第九項まで及び第十二項の項中「第百十條第七項から第九項まで及び第十二項」を「第百十條第三項から第五項まで及び第八項」に改める。

第百五十六條第一項第一号中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ

れ」に改める。

第百六十條第一項中「千分の八十五」を「千分の八十二」に改め、同条第十一項中「総額の下に」及び「標準賞与額の総額の合算額を加える。第百六十三條中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ」に改める。

第百六十七條第一項中「前月分の」を「前月の標準報酬月額に係る」に、「前月分及びその月分の」を「前月及びその月の標準報酬月額に係る」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

第百六十八條中「その者の標準賞金日額の等級に及び、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定める」ところにより算定した額とする」を「次に掲げる額の合算額とする」に改め、各号を次のように改める。

一 その者の標準賞金日額の等級に及び、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

イ 標準賞金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率(第百六十條第七項の規定によりその一般保険料率に変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この項において同じ。)と介護保険料率とを合算した率(介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者以外の日雇特別被保険者については、一般保険料率)を乗じて得た額
ロ イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

二 賞与額(その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が四十万円(第百二十四條第二項の規定による標準賞金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。)を超える場合には、四十万円とする。)に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率と介護保険料率とを合算した率(介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者以外の日雇特別被保険者については、一般保険料率)を乗じて得た額

第百六十八條に次の一項を加える。

2 第四十條第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八條の規定は日雇特別被保険者の賞与額に関する事項について、第百二十五條第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもの支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

第百六十九條第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号イ」に、「を負担し」を「及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担し」に、「及び同条第二号」を「同項第一号ロ」に、「の合算額」を「及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額」に改め、同条第二項中「以下この条」を「第四項から第六項まで」に改め、「負担すべき」の下に「その日の標準賞金日額に係る」を加え、同条に次の二項を加える。

7 事業主は、日雇特別被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 第百六十四條第二項及び第三項並びに第百六十六條の規定は前項の規定による保険料の納付について、第百六十七條第二項及び第三

項の規定は日雇特別被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。
第百七十條の見出し中「保険料額」を「標準賞金日額に係る保険料額」に改める。
第百八十八條第一項ただし書中「(附則第六條において準用する場合を含む。)」を削る。

第百八十八條第一号中「附則第六條」を「第百六十八條第二項」に改め、同条第三号中「(附則第六條において準用する場合を含む。)」を「又は第百六十九條第七項」に改める。

附則第二條から第六條までを削る。

附則第七條第四項中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ」に改め、同条第五項中「標準報酬月額」を「標準報酬」に改め、同条第六項中「附則第七條第一項」を「附則第二條第一項」に改め、同条を附則第二條とする。

附則第八條第四項中「標準報酬」については、第四十一條から第四十五條までを「標準報酬月額」については、第四十一條から第四十四條まで「に、標準報酬については、前々年の十月三十一日」を「標準報酬月額については、前々年。以下この項において同じ。の九月三十日」に改め、「平均した額の下に」と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の十二分の一に相当する額との合算額を加え、同条第六項中「第六号まで」を「第五号まで」に改め、「(次号に規定する者を除く。)」を削り、同条を附則第三條とする。

附則第九條第一項中「及び第二項」を削り、同条を附則第四條とする。
附則第十條を第五條とし、第十一條を第六條とする。

附則第十二條第二項中「附則第十二條第一項」を「附則第七條第一項」に改め、同条を附則第七條とする。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

附則第十三条を附則第八条とする。

(老人保健法の一部改正)

第三条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「老人保健計画を」を「老人保健計画等」に、「第四十六条の二十一」を「第四十六条の二十二」に改める。

第六条第三項第一号及び第五号中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同項第六号中「第六十九条の九」を「第二百一十六条の八」に改め、同号ただし書中「第六十九条の八」を「第三条第二項ただし書」に、「同法第六十九条の七」を「同項」に、「第六十九条の九第三項」を「第二百一十六条第三項」に改める。

第二十五条第一項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改め、同項各号中「七十歳」を「七十五歳」に改め、同条第三項第一号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条第五項第一号中「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に改め、同条第七項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改める。

第二十八条第二項中「受ける際の下に、次の各号に掲げる場合の区分に応じを加え、」の百分の十に相当する額を「に当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 百分の十
二 当該医療を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 百分の二十
第二十八条第二項から第十項までを削り、同条第十一項中「及び第五項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第十二項中「及び第五項」を削

り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条の二第二項中「前条第十二項を」を「前条第三項」に改める。

第二十八条の三を削る。

第三十一条第五項中「第四十三條第三項第一号」を「第六十三條第三項第一号」に、「第四十三條ノ十二」を「第八十条」に、「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に、「第四十三條ノ十三」を「第八十一条」に改める。

第三十一条の三第一項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「とす。以下この項において「特定療養費算定額」という。」から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額(届出保険医療機関について選定療養と併せて外来給付に係る療養を受けた者については、特定療養費算定額)を「から、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額」に改める。

第三十二条第二項中「第二十八条に規定する一部負担金に相当する額」を「その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」に改める。

第三十五条中「第六十九条の十二第三項を」を「第六十九條第三項」に、「第六十九條の二十六第六項」を「第六十四條第五項」に改める。

第四十六條の五の二第二項中「第四十四條ノ四第一項」を「第八十八條第一項」に改め、同条第四項中「指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条の規定による一部負担金の算定方法その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項

各号に定める割合を乗じて得た額」に改める。

第四十六條の五の六第三項中「第四十四條ノ十一」を「第九十五条」に改める。

第四十六條の八第二項中「費用」の下に「の負担を、」影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 老人保健計画等

第三章の二中第四十六條の二十一の次に次の一条を加える。

(老人医療費の伸びを適正化するための指針)
第四十六條の二十一 厚生労働大臣は、老人医療費(医療等に要する費用の総額をいう。)の伸びを適正化するための事項を内容とする指針を定め、当該指針に即した都道府県及び市町村の取組に対する必要な助言その他の援助に努めるものとする。

第四十八條第一項中「の十分の七に相当する額」を「(第二十八條第一項第二号に掲げる場合)に該当する者に対して行われる医療等に要する費用(以下「特定費用」という。)を除く。次条及び第五十条において同じ。)の十二分の六に相当する額、特定費用」に改める。

第四十九條中「十分の二」を「十二分の四」に改める。

第五十条中「十分の〇・五」を「十二分の一」に改める。

第五十二条中「十分の二」を「十二分の四」に改める。

第五十五条第一項中「次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額」を「次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 概算負担調整基準超過保険者(概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、負担

調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額を控除して得た額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。イ 負担調整前概算医療費拠出金相当額から負担調整対象見込額(負担調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額とロに掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、負担調整見込額との合計額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額と、老人医療費見込額に特定費用概算率を乗じて得た額との合計額

ロ 次に掲げる額の合計額に負担調整基準率を乗じて得た額

(1) 負担調整前概算医療費拠出金相当額

(2) 当該保険者の給付であつて医療保険各法の規定による医療に関する給付(健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法

第七十三條第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び国民健康保険法第八十一条の二第二項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を含む。第六項及び次条第一項第一号ロにおいて「保険者の給付に要する費用」という。)の当該年度における

負担調整前確定医療費拠出金相当額から負担調整対象額を控除して得た額)に確定負担調

整加算率(すべての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう)を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イの特定費用確定率は、各保険者に係る特定費用額(市町村が当該年度の「前々年度において支弁した一の保険者に係る特定費用の額をいう。）」を、各保険者に係る老人医療費額で除して得た率とする。

第六十三条第一項及び第三項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改める。

第七十九条の二次に次の一条を加える。
(資料の提供等)

第七十九条の三 市町村長は、医療等の実施に
関し必要があると認めるときは、七十五歳以
上の加入者等の属する世帯の世帯主及び世帯
員の収入の状況につき、官公署に対し、必要
な書類の閲覧又は資料の提供を求めることが
できる。

第八十二条第一項中「又は移送費の支給」を「移送費の支給又は高額医療費の支給」に改める。

第八十三條の四中「第二十八條第十一項及び第十二項を」「第二十八條第二項及び第三項に」「並びに第七十九條の二を」、第七十九條の二並びに第七十九條の三」に改め、同條第二

項中、「第二十八条第五項及び第九項」を削る。
第八十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十六条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第九条第三項中「この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三第二項」を「健康保険法第百五十三条第二項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号ただし書及び第四号ただし書中「第六十九條の七」を「第三條第二項」に改め、同條第五号中「第六十九條の九」を「第百二十六條の七」に改め、同号ただし書中「第六十九條の九」を「第三條第二項ただし書」に、「同法第六十九條の七」を「同項」に、「第六十九條の九第三項」を「第百二十六條第三項」に改める。

第八条の二第二項中「この項」の下に「及び第百十三条の二第二項」を加える。

第三十六条第二項中「第四十三條第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条第三項中「第四十三條第三項第一号」を「第六十三條第三項第

一号」に改め、同条第四項中「第四十三條第四項」を「第六十三條第四項」に、「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣が」に改める。

第四十条第一項中「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に、「第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項を」第七十條第一項及び第七十二條第一項に改める。

第四十二条第一項第一号中「又は第三号に掲げる者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）を、から第六号までに掲げる場合以外の場合」に改め、同項第三号中「退職被保険者の被扶養者」を退職被保険者の被扶養者である場合（第二号から第四号までに掲げる場合を除く。）

に改め、同号イ及びロ中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「退職被保険者」を「退職被保険者である場合（前二号に掲げる場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 三歳に達する日の属する月以前である場合
十分の二

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
十分の一

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受

ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の一

第四十二条第二項中「六歳未満の者」の下に「又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合

に該当する者」を加え、同条第三項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四条第三

項第一号」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ
八第三項第三号」を「第七十四条第三項第三号」
に改め、同条第四項中「第四十三条ノ八第四項」

を「第七十四条第四項」に改める。

第四十三條第三項ただし書中「六歳未満の者」の下に「又は同條第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者」を加える。

第四十五条第二項中「第四十三条ノ九第二項を」第七十六条第二項「に」、「定の」を「定め」の「に」改める。

第四十五条の二第五項中「第四十三条ノ十二」を「第八十条」に、「第四十三条ノ十三」を「第八十一条」に改める。

第四十六條中「第四十三條ノ二及び第四十三條ノ十四第一項」を「第六十四條及び第八十二條第一項」に改める。

第五十二条第二項中「第四十三條ノ十七第二項」を「第八十五條第二項」に改め、同条第六項中「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に改める。

第五十三条第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改

め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ十七第二項」を「第八

第十五条第二項に改め、同条第三項中「六歳未満の者」の下に「又は第四十二条第一項第三号若し

くは第四号に掲げる場合に該当する者」を加え、「第四十二条第二項」を「同条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号」を「第八十一条第三項第三号」に改め、同条第二項及び第三項第三項第三号に改め、同条第二項及び第三

八項中「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に改め

第五十四條第四項中「六歳未満の者」の下に

又は第四十二條第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者」を加え、「第四十二條第二項」を「同條第二項」に改め、同項第一号

中第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四
条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第四
三条ノ八第三項第三号」を「第七十四条第三項第
三号」に、「第七十四条第三項第三号」を「第八十

第五十四条の二第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第四

項中「第四十四条ノ第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同条第十項中「第四十四条ノ第八項」を「第九十二条第二項」に改め、同条第十

二項中「第四十四条ノ八第三項」を「第九十二条第三項」に改める。

第五十四条の二の三第三項中「第四十四条ノ十一」を「第九十五条」に改める。

第五十四条の三第二項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に、「第四十四条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に、「第四十三條ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に、「第四十四條第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に、「第四十四条ノ四第四項」を「第八十八条第四項」に改める。

第五十五条第二項第一号中「第四章の二」を「第五章」に改め、同条第三項中「第四章の二」を「第五章」に、「移送費の支給を受けることができる間は」を「移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は」に、「第六十九條の二十六第一項」を「第四百五十五條第一項」に改める。

第六十五条第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第六十六条中「を行うにつき」を「に関して」に改める。

第七十条第一項第一号中「一般被保険者」の下に「退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。」を加え、同項第二号中「及び」を「の納付に要する費用の額から、負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四條第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職

被保険者等」という)の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合(以下「退職被保険者等加入割合」という)を乗じて得た額を控除した額並びに」に改め、同条第三項第一号ロ中「額」の下に「から、同法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を加え、同項第二号ロを次のように改める。

ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額から、当該合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

(1) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八條第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る)の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の同法第五十六條第二項の確定加入者調整率(2)において単に「確定加入者調整率」という)を乗じて得た額の二分の一に相当する額として算定した額

(2) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八條第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る)の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

第七十二条の四の見出しを「療養給付費等交

付金」に改め、同条第一項中「に掲げる額から第二号」及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に、「療養給付費交付金を療養給付費等交付金」に改め、同項第一号中「退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という)を「退職被保険者等」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次の一号を加える。

二 負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を「療養給付費等交付金」に、「療養給付費拠出金」を「療養給付費等拠出金」に改める。

第七十二条の五の見出し及び同条第一項中「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に改める。

第七十三条第一項第一号イ中「第十三条ノ二第二項又は第六十九條の八」を「第三条第一項第七号又は同条第二項ただし書」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(広域化等支援基金)
第七十五条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十六条第一項中「第七十九条ノ十五」を「第七十九条」に改める。

第七十九条の二中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第八十一条の二第二項中「第十三条ノ二第二項」を「第三条第一項第七号」に、「療養給付費拠出金」を「療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の三の見出しを「療養給付費等拠出金の額」に改め、同条第一項中「徴収する療

養給付費拠出金」を「徴収する療養給付費等拠出金」に、「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に、「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改め、同条第二項中「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に、「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の四の見出し及び同条第一項中「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の五の見出し及び同条第一項中「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の十第二項第二号中「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に改める。

第八十二条第二項中「療養のための費用」を「療養又は出産のための費用」に改める。

第八十三条の二中「被保険者又は」を「被保険者若しくは」に、「又は収入の状況」を「若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更」に改め、同条に次の二項を加える。

2 市町村は、退職被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、退職被保険者の年金保険の被保険者等であつた期間又は退職被保険者に対する第八条の二第二項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給状況につき、当該年金たる給付の支払をする者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の市町村、組合、第六條第一号から第三号までに掲げる法律の規定による被保険者若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に対し、他の市町村若しく

は組合が行う国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第百十九条の四(第七十五条の下に)、第七十五条の二及び第七章を加え、「第七章及び」を削り、「連合会」を「市町村及び連合会」に改める。

第百二十一条の二(三十万円を「五十万円」に改める。

第百二十二条及び第百二十三条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第六項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、「(附則第十三項の規定に基づき算定される場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

附則第七項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第八項中「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に、「に掲げる額から第二号」及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該特定健康保険組合が負担する老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合(以下「特例退職被保険者等加入割合」という。)を乗じて得た額

附則第九項中「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に、「に掲げる額から第二号」及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該特定健康保険組合が負担した老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

附則第十一項を次のように改める。

11 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に關し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併(平成十七年三月三十一日までの間に行われたものに限り。)が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができ。

附則第十二項から第十五項までを削る。

第五条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高額な医療に係る交付金事業等(第百四条・第百七条)」を「保健事業等に関する援助等(第百四条・第百五五条)」に、「第百八条・第百九条の二」を「第百六条・第百九条」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第百九条第四項」を「第百八条第四項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第六号まで」を「第四号まで」に改め、同項第五号及び第六号並びに同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項」を「前項」に、「一部負担金」とす

る。及び第二項の一部負担金(これらの一部負担金について「を」一部負担金とし、)に改め、同項を同条第二項とする。

第四十二条の二(同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額)を削る。

第四十三条第三項ただし書を削る。

第四十四条第二項中「第二項並びに」を削る。

第五十三条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条第三項中「(次項において「定率支給標準額」という。))」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十四条の三第二項中「第三項及び第六項」を「及び第五項」に改め、「同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」とを削り、同条第五項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五十四条の五を削る。

第五十六条第二項中「及び同条第二項の一部負担金の額」を削る。

第六十五条第三項中「第五十三條第四項」を「第五十三條第三項」に改める。

第八十条の次に次の一号を加える。

(保険料の徴収の委託)

第八十条の二 被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村は、保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場

合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

第八十一条の二第二項中「事務費拠出金(以下「本則において」を加える。

第八十一条の四第一項中「標準報酬月額」を「標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。))」に、「又は給料の月額」を「の月額及び標準期末手当等の額又は給料の月額及び期末手当等の額」に改め、「標準給与の月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第九章の二の章名を次のように改める。

第九章の二 保健事業等に関する援助等

第百四条を削る。

第百五十五条中「指定法人」を「第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。))」に改め、第九章の二中同条を第百四条とする。

第百六条を第百五五条とし、第百七条を削る。

第十章中第百八条を第百六条とし、第百八条の二を第百七条とする。

第百九条第一項中「第百八条」を「第百六条」に改め、同条を第百八条とする。

第百九条の二第一項中「第百八条」を「第百六条」に改め、同条を第百九条とする。

第百十五條中「第百八条第二項」を「第百六条第二項」に、「第百八条第三項」を「第百六条第三項」に改める。

第百二十一条第二項中「第五十三條第七項及び第八項」を「第五十三條第六項及び第七項」に改める。

第百二十五條中「第百八条第一項」を「第百六条第一項」に、「第百九条第一項」を「第百八条第一項」に改める。

附則第六項及び第七項中「附則第八条第一項」を「附則第三条第一項」に改める。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

特別控除額を控除した残額に相当する金額」とし、「とすると」と、第七百三条の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」とするに改め、同条第二項中「に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第三十五条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは

は「短期譲渡所得の金額から控除する」に改める。
附則第三十七条及び第三十七条の二中「第九項まで」を「第八項まで」に、「及び第八項を除くを」を除くに、「第七百三条の四第六項及び第八項を」、「第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百三十四条の二第二項」と、同条第七項に、「同条第九項を」同条第八項に改める。
(船員保険法の一部改正)
第七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「届出、記録等」を「届出等」に改める。
第二条ノ二を削る。
第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三六、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円以上 一四四、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上 一五二、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円以上 一六八、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円以上 一七六、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一七六、〇〇〇円以上 一八四、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一八四、〇〇〇円以上 一九二、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満

第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九〇、〇〇〇円未満
第二三級	四〇〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上 四一〇、〇〇〇円未満
第二四級	四二〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円以上 四三〇、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円以上 四五〇、〇〇〇円未満
第二六級	四六〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円以上 四七〇、〇〇〇円未満
第二七級	四八〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円以上 四九〇、〇〇〇円未満
第二八級	五〇〇、〇〇〇円	四九〇、〇〇〇円以上 五一〇、〇〇〇円未満
第二九級	五二〇、〇〇〇円	五一〇、〇〇〇円以上 五三〇、〇〇〇円未満
第三〇級	五四〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円以上 五五〇、〇〇〇円未満
第三一級	五六〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円以上 五七〇、〇〇〇円未満
第三二級	五八〇、〇〇〇円	五七〇、〇〇〇円以上 五九〇、〇〇〇円未満
第三三級	六〇〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円以上 六一〇、〇〇〇円未満
第三四級	六二〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円以上 六三〇、〇〇〇円未満
第三五級	六四〇、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円以上 六五〇、〇〇〇円未満
第三六級	六六〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円以上 六七〇、〇〇〇円未満
第三七級	六八〇、〇〇〇円	六七〇、〇〇〇円以上 六九〇、〇〇〇円未満
第三八級	七〇〇、〇〇〇円	六九〇、〇〇〇円以上 七一〇、〇〇〇円未満
第三九級	七二〇、〇〇〇円	七一〇、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第四〇級	七四〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七五〇、〇〇〇円未満
第四一級	七六〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第四二級	七八〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 七九〇、〇〇〇円未満
第四三級	八〇〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第四四級	八二〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八三〇、〇〇〇円未満
第四五級	八四〇、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円以上 八五〇、〇〇〇円未満
第四六級	八六〇、〇〇〇円	八五〇、〇〇〇円以上 八七〇、〇〇〇円未満
第四七級	八八〇、〇〇〇円	八七〇、〇〇〇円以上 八九〇、〇〇〇円未満
第四八級	九〇〇、〇〇〇円	八九〇、〇〇〇円以上 九一〇、〇〇〇円未満
第四九級	九二〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円以上 九三〇、〇〇〇円未満
第五〇級	九四〇、〇〇〇円	九三〇、〇〇〇円以上 九五〇、〇〇〇円未満

四五

第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ

該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被

保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属ス

ル月ノ翌月以後ナル場合ニ於ケル第二項ノ規

定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアル

ハ「百分ノ八十」トス

第三十一條ノ三第二項中「ノ百分ノ七十二相

当スル額」を「二左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号

ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、同

項に次の各号を加える。

一 次号乃至第四号ニ掲グル場合以外ノ場

合 百分ノ七十

二 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以

前ナル場合 百分ノ八十

三 被扶養者(次号ニ規定スル被扶養者ヲ除

ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月

以後ナル場合 百分ノ九十

四 第二十八條ノ三第一項第三号ニ掲グル場

合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定

ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル

日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ

八十

第三十一條ノ三第三項中「第四十四條ノ四第

十項乃至第十二項、第四十四條ノ七、第四十四

條ノ八第四項及第四十四條ノ十」を「第八十八條

第十項、第十一項及第十三項、第九十一條、第

九十二條第三項並ニ第九十四條」に改める。

第三十三條中「タル配偶者」を削り、「配偶者

出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に改

める。

第三十三條ノ十六ノ三第二項中「及第十六條

ノ二」を削り、「同法第十六條第一項」を「同條第

一項」に改める。

第五十三條第一項第四号中「健康保険」の下に

「健康保険法第三條第二項ニ規定スル日雇特別

被保険者ノ保険ヲ除ク」を加える。

第五十六條第一項中「ヲ行フニ付」を「ニ関シ」

に改める。

第五十六條ノ三「配偶者出産育児一時金」を

「家族出産育児一時金」に、「第四章の二」を「第

五章」に改める。

第五十七條ノ二第三項中「ノ外」の下に「被保

險者等ノ分岐ノ為ニ必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸

付其ノ他」を加える。

第五十九條第六項中「配偶者出産育児一時金」

を「家族出産育児一時金」に改め、同條第八項中

「又ハ」を「若ハ」に改め、「必要アル場合」の下に

「又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル

場合」を加える。

第六十八條中「三十万円」を「五十万円」に改め

る。

第六十九條及び第六十九條ノ二中「二十万円」

を「三十万円」に改める。

第八條 船員保険法の一部を次のように改正す

る。

第三條第二項中「報酬」の下に「又ハ賞与」を加

え、同條第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ賞与ト称スルハ前項ニ規定スル賃

金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベ

キモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモ

ノヲ謂フ

第四條第一項の表以外の部分中「標準報酬」を

「標準報酬月額」に改め、同項の表標準報酬等級

の項中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に

改め、同條第二項から第五項までの規定中「標

準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同條第六項

中「標準報酬ニ依ル」を「標準報酬月額ニ依ル」に

改め、同項ただし書中「標準報酬ニ付テハ」を

「標準報酬月額ニ付テハ」に、「標準報酬ノ基礎

トナル」を「標準報酬月額ノ基礎トナル」に、「標

準報酬」を「標準報酬月額」に、「標準報酬ト

ス」を「標準報酬月額トス」に改める。

第四條ノ三「標準報酬」を「標準報酬月額」に

改め、同條の次に次の一條を加える。

第四條ノ四 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与

ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ當該被保険者ガ

受ケタル賞与額二千円未満ノ端數アルトキハ

之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス此ノ

場合ニ於テ該標準賞与額ガ二百万円ヲ超ユ

ルトキハ之ヲ二百万円トス

第四條ノ二第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定

ニ関シ之ヲ準用ス

第九條ノ二第一項中「及報酬」を「並ニ報酬及

賞与」に改める。

第十九條ノ四第一号ただし書を削り、同條第

一ノ二を削る。

第二十一條ノ二「報酬月額」の下に「及賞与

額」を加える。

第二十一條ノ三第一項中「第四條第二項」の下

に「若ハ第四條ノ四第一項」を加え、「同條第三

項」を「第四條第三項」に改める。

第二十五條ノ三第三項中「第二十九條第五項

若ハ第三十一條ノ二第八項」を「第二十九條第四

項若ハ第三十一條ノ二第四項」に改める。

第二十八條第四項本文を次のように改める。

被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前

項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療

養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三條第二項ニ

規定スル日雇特別被保険者又ハ其ノ被扶養者

ト為リタル場合ニ限リ其ノ資格喪失後ノ期間

ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得

第二十八條ノ三第一項第一号中「百分ノ二十」

を「百分ノ三十」に改め、同條第六項中「第一項

及第二項」を「前項」に改め、同條第二項から第

五項までを削る。

第二十八條ノ三ノ二中「(同項及同條第二項ノ

規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同

條第一項ノ一部負担金ノ額ト同條第二項ノ一部

負担金ノ額トノ合算額」を削る。

第二十八條ノ七第三項中「第二十八條ノ三第

六項」を「第二十八條ノ三第二項」に改める。

第二十九條第四項中「前二項」を「前項」に、

「第二十八條ノ三第六項」を「第二十八條ノ三第

二項」に改め、同條第十一項中「第五項」を「第

四項」に改め、同條第三項を削る。

第二十九條ノ三第一項中「(次項ニ於テ定率支

給標準額ト称ス)」を削り、同條第三項中「前二

項」を「前項」に、「第二十八條ノ三第六項」を「第

二十八條ノ三第二項」に改め、同條第四項中「第

一項及第三項」を「前二項」に改め、同條第二項

を削る。

第二十九條ノ四第五項中「第二十八條ノ三第

六項」を「第二十八條ノ三第二項」に改める。

第二十九條ノ五第一項第三号中「第二十九條

第四項」を「第二十九條第三項」に改め、同項第

四号中「乃至第三項」を「又ハ第二項」に改め、同

條第二項中「第二十八條ノ三第六項」を「第二十

八條ノ三第二項」に改める。

第三十條第三項中「第二十八條第四項ノ規定

ハを削り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「ニハ被保險

者ノ資格ヲ喪失シタル日(第十九條ノ三ノ規定

ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテ

ハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七

條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ガ其ノ日前

一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於

テ一年以上ナルコトヲ要ス」に改める。

第三十一條第一項中「当該疾病(其ノ原因トナ

リタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ関シ療

養ノ給付等ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ

依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定

療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係

ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護

サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定

居宅サービス(同法第四十一條第一項ニ規定ス

ル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第七條第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八條第二項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第七條第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)ヲ受ケタル日より起算シ五年を被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日より起算シ六月に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給(次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事

療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク)ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ若者第十七條ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者又ハ国民健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等(船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク)ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十條第五項第一号各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第四十五條第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

第三十一條ノ二第二項を次のように改める。

家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額当該療養ニ食事療養費ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ從ヒ當該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ ロ乃至ニ二掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者(二二定ムル被扶養者ヲ除ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ九十

二 第二十八條ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他改合ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ當該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ當該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第三十一條ノ二第七項中「第二項第一号乃至第四号ニ規定スル」を「前項第一号」に、「同項第一号及第二号ニ規定スルモノ」を「保険医療機関等ヨリ療養(選定療養ヲ除ク)ヲ受クル場合」に、「第二項第三号及第四号ニ規定スルモノ」を「特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ヨリ選定療養ヲ受クル場合」に、「第二項第七号ニ規定スル」を「前項第二号」に改め、同条第十項中「第二十九條第七項」を「第二十九條第六項」に改め、後段を削り、同条第十一項中「第八項」を「第四項」に、「第七項」を「第三項」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第三十一條ノ三第二項中「左ノ各号ノ区分ニ從ヒ當該各号ニ規定スル割合」を「前条第二項第一号イ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ從ヒ當該イ乃至ニ二定ムル割合」に改め、各号を削る。

第三十一條ノ五第一項中「指定居宅サービス」の下に「(同法第四十一條第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ療養ニ相当スルモノニ限ル)」を、「二係ル居宅サービス」の下に「(同法第七條第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ)」を、「相当スルサービス」の下に「(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)」を、「指定施設サービス等」の下に「(同法第四十八條第一

項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ療養ニ相当スルモノニ限ル)」を、「二係ル施設サービス」の下に「(同法第七條第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ療養ニ相当スルモノニ限ル)」を加え、ただし書を削り、同条第二項中「疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ関スル家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービスノ開始後五年」を「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日より起算シ六月」に改め、同条第三項中「第二十八條第四項」を「第三十一條第二項及第三項」に改める。

第三十二條ノ四中「第二十八條第四項」を「第三十條第三項」に改める。

第五十條ノ九第一項第三号中「死亡シタルトキ」の下に「(職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル)」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削る。

第五十九條第二項第一号中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々」に改め、同条第五項第一号中「千分ノ九十」を「千分ノ百十七」に改め、同項第二号中「千分ノ七十一」を「千分ノ九十九」に改め、同項第三号中「千分ノ七十六」を「千分ノ百五」に改め、同条第九項中「千分ノ二十九」を「千分ノ四」に改める。

第五十九條ノ二中「総額」の下に「及標準賞与額ノ総額ノ合算額」を加える。

第六十条第一項第一号中「二千分ノ四十・五」を「及標準賞与額二夫々千分ノ五十四・五」に、「標準報酬月額二を」を「標準報酬月額及標準賞与額二夫々」に改め、同項第二号中「二千分ノ三十一」を「及標準賞与額二夫々千分ノ四十五・五」に、「標準報酬月額二を」を「標準報酬月額及標準賞与額二夫々」に改め、同項第三号中「二千分ノ四十・五」を「及標準賞与額二夫々千分ノ三十一」に改め、同項第四号中「二千分ノ三十一」を「及標準賞与額二夫々千分ノ四十五・五」に改める。

第六十二條第一項中「前月分ノ」を「前月ノ標準報酬月額二係ル」に改め、「其ノ期間」の下に「ノ標準報酬月額」を加え、「其ノ月分ノ」を「其ノ月ノ標準報酬月額二係ル」に改め、同条第二項中「前項」を「前」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ被保険者ニ対シ賞与ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ標準賞与額ニ係ル保険料ニ相当スル額ヲ当該賞与ヨリ控除スルコトヲ得

第六十三條第一項中「標準報酬」の下に「標準報酬月額及標準賞与額ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ」を加える。

附則第二十四項中「及第二項」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第四十九條第三項、第五十一條、第五十二條第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は

平成十五年四月一日から施行する。

(医療保険制度の改革等)

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたる百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項については)おおむね二年を目途に、所要の措置を講ずるものとする。

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

3 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

5 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

7 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の健康保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の健康保険法第百十四條及び第百四十四條の規定は、出産の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第一条の規定による改正前の健康保険法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第五条 前二条に規定するもののほか、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続

その他の行為は、同条の規定による改正後の同法又はこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第六条 第二条の規定の施行の日前に任意継続被保険者(第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)の資格を取得した者のその任意継続被保険者の資格の喪失については、第二条の規定による改正後の同法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 平成十五年四月一日前の各月の健康保険の標準報酬については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の健康保険法第四十一條第一項、第四十二條第一項又は第四十三條第一項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第八条 平成十五年四月前の賞与等(第二条の規定による改正前の健康保険法附則第三条第二項に規定する賞与等をいう。)に係る届出及び特別保険料の納付については、なお従前の例による。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者(施行日において七十五歳以上である者を除く。)については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日(その者が七十五歳以上の者に該当するに至った日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老人保健法」という。)の規定(新老人保健法第二十五條第一項第二号の規定を除く。)を適用する。

第十条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による医療費又は高額医療費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 新老健法第四十八条から第五十条までの規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給(以下「医療等」と総称する。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

第十二条 施行日から平成十八年九月三十日までの間に行われる医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用についての新老健法第四十八条から第五十条までの規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる医療等が行われる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日まで	第四十八条	十二分の六	百分の六十八
	第四十九条	十二分の四	百分の百三十六
平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日まで	第五十条	十二分の一	百分の三十四
	第四十八条	十二分の六	百分の六十二
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで	第四十九条	十二分の四	百分の百五十二
	第五十条	十二分の一	百分の三十八
平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで	第四十八条	十二分の六	百分の五十八
	第四十九条	十二分の四	百分の百六十八
平成十八年十月一日から平成十九年九月三十日まで	第五十条	十二分の一	百分の四十二
	第四十八条	十二分の六	百分の五十四
平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで	第四十九条	十二分の四	百分の百八十四
	第五十条	十二分の一	百分の四十六

平成十四年七月二十六日 参議院会議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

第十三条 平成十三年以前年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第十四条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 概算特別調整基準超過保険者(平成十四年度における旧老健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額(平成十四年度における同条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。)から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)) 特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額(特別調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。)を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

(1) 当該保険者に係る平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

(i) 特別調整前概算医療費拠出金相当額

(ii) 当該保険者の給付であつて旧老健法第六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付(第一条の規定による改正前の健康保険法第

六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び第四条の規定による改正前の国民健康保険法第八十一条の二第二項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の平成十四年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後概算負担調整基準超過保険者(施行日以後概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。)) 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額(施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第六項において同じ。)を控除して得た額と、施行日以後負担調整見込額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額(市町村が平成十四年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第

- 二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等(附則第九条の規定により七十五歳以上の者とみなされる者であつて加入者であるものを含む。以下この条から附則第十七条までにおいて単に「七十五歳以上の加入者等」という。)に対する施行日以後に行われる医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給(以下この条から附則第十七条までにおいて「医療等」という。)に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額との合計額
- (2) 次に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額
- (i) 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額
- (ii) 当該保険者の給付であつて新老健法第六條第一項の医療保険各法の規定による医療に関する給付(健康保険法第五十三條に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。以下この条、次条第一項、附則第十六條第一項及び附則第十七條第一項において「医療関連給付」という。)のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十三條第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び国民健康保険法第八十一條の二第一項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を含む。次条第一項、附則第十六條第一項及び附則第十七條第一項において「保険者の給付に要する費用」という。)の平成十四年度における見込額のうち施行日以後に行われる医療関連給付に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
- ロ 施行日以後概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整見込額との合計額
- 2 前項第一号イの特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあつては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。
- 3 第一項第一号イ(2)の特別調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、旧老健法第二十五條第一項に規定する七十歳以上の加入者等(同項に規定する七十歳以上の加入者等という。以下この条において単に「七十歳以上の加入者等」という。)の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算特別調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。
- 4 第二項第二号イの施行日以後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者の見込総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の割合(新老健法第五十五條第二項の政令で定める割合をいう。次条第五項、附則第十六條第二項及び第七項並びに附則第十七條第二項及び第六項において同じ。)に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。
- 5 第一項第二号イの施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。)
- 一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額から施行日以後調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イ)において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十五條第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロ において同じ。)を控除して得た額に施行日以後概算加入者調整率を乗じて得た額
- ロ 施行日以後調整対象外医療費見込額
- 二 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額
- 6 第一項第二号イの施行日以後負担調整見込額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額(施行日以後概算負担調整基準超過保険者にあつては、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額を控除して得た額)に施行日以後概算負担調整加算率(すべての施行日以後負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額からすべての施行日以後負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象見込額の総額を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。
- 7 第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用概算率は、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等の見込総数に対する新老健法第二十八條第一項第二号に掲げる場合に該当する者の見込総数の割合及び同項各号に掲げる割合を勘案し、厚生労働大臣が定める率とする。
- 8 第一項第二号イ(2)の施行日以後負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び施行日以後概算負担調

整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十五条 平成十四年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日前確定特別調整基準超過保険者（施行日前確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、施行日前特別調整額との合計額

（1）当該保険者に係る施行日前老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）の十分の七に相当する額

（2）次に掲げる額の合計額に前条第三項の特別調整基準率を乗じて得た額

（i）施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額

（ii）当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日前に行われた医療関連給付に要する費用の額

ロ 施行日前確定特別調整基準超過保険者以外の保険者 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者（施行日以後確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額を控除して得た額が（2）に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から（1）に掲げる額と（2）に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第七項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整額との合計額

（1）当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額との合計額

（2）次に掲げる額の合計額に前条第八項の施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額

（i）施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

（ii）当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

用の額

ロ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整額との合計額

2 前項第一号イの施行日前確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十四年四月一日以後施行日前の期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

3 第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日前基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。

二 施行日前調整対象外医療費額

う。次号において同じ。）を控除して得た額に

二 施行日前調整対象外医療費額

4 第一項第一号イの施行日前特別調整額は、当該保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額（施行日前確定特別調整基準超過保険者にあつては、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額を控除して得た額）に施行日前確定特別調整加算率（すべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第二号イの施行日以後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

6 第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額から施行日以後調整対象外医療費額(当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として定める)と「一人平均老人医療費額」という。で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)を控除して得た額に施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額
二 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額
7 第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額(施行日以後確定負担調整基準超過保険者においては、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額を控除して得た額)に施行日以後負担調整加算率(すべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として、厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用確定率は、各保険者に係る施行日以後特定費用額(市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額で除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 前期概算負担調整基準超過保険者(前期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額(前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額
(1) 次に掲げる額の合計額
(i) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額
(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額
(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額
(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年十月一日前に行われる医療関連給付に要する費用の額
ロ 前期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と前期負担調整見込額との合計額
二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 後期概算負担調整基準超過保険者(後期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額(後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。)を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額
(1) 次に掲げる額の合計額
(i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以

上この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額
(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額
(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額
(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年十月一日前に行われる医療関連給付に要する費用の額
ロ 前期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と前期負担調整見込額との合計額
二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 後期概算負担調整基準超過保険者(後期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額(後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。)を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額
(1) 次に掲げる額の合計額
(i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以

上この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額
(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額
(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額
(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年十月一日前に行われる医療関連給付に要する費用の額
ロ 前期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と前期負担調整見込額との合計額
二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 後期概算負担調整基準超過保険者(後期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額(後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。)を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額
(1) 次に掲げる額の合計額
(i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以

上この条において同じ。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
(ii) 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額
(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額
(i) 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額
(ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年十月一日前に行われる医療関連給付に要する費用の額
ロ 前期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と前期負担調整見込額との合計額
二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
イ 後期概算負担調整基準超過保険者(後期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額(後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。)を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額
(1) 次に掲げる額の合計額
(i) 当該保険者に係る後期老人医療費見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以

一 次に掲げる額の合計額(次号において「前期調整後老人医療費見込額」という。)に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る前期老人医療費見込額から前期調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算前期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額)をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イ)において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る前期老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。

ロ 前期調整対象外医療費見込額

二 前期調整後老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額

4 第一項第一号イの前期負担調整見込額は、当該保険者に係る前期負担調整前概算医療費拠出金相当額(前期概算負担調整基準超過保険者にあっては、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額を控除して得た額)に前期概算負担調整加算率(すべての前期概算負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額

からすべての前期概算負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イ(1)(i)の前期特定費用概算率は、各保険者に係る前期特定費用見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合における当該保険者に対する平成十五年十月一日前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。)を各保険者に係る前期老人医療費見込額で除して得た率とする。

6 第一項第一号イ(2)の前期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び前期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

7 第一項第二号イの後期概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総額に対する七十五歳以上の加入者等の見込総額の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込総額に対する七十五歳以上の加入者等の見込総額の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

8 第一項第二号イの後期負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「後期調整後老人医療費見込額」という。)に、一から

後期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費見込額から後期調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算後期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額)をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イ)において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る後期老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。

ロ 後期調整対象外医療費見込額

二 後期調整後老人医療費見込額に後期特定費用概算率を乗じて得た額

9 第一項第二号イの後期負担調整見込額は、当該保険者に係る後期負担調整前概算医療費拠出金相当額(後期概算負担調整基準超過保険者にあっては、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額を控除して得た額)に後期概算負担調整加算率(すべての後期概算負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての後期概算負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象見込額の総額を控除し

て得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

10 第一項第二号イ(1)(i)の後期特定費用概算率は、各保険者に係る後期特定費用見込額(市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合における当該保険者に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。)を各保険者に係る後期老人医療費見込額で除して得た率とする。

11 第一項第二号イ(2)の後期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び後期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十七条 平成十五年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期確定負担調整基準超過保険者(前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額(前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。)を控除して得た額と、前期負担調整額との合計額

- (1) 次に掲げる額の合計額
- (i) 当該保険者に係る前期老人医療費額
(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)
- に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- (ii) 当該保険者に係る前期老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
- (2) 次に掲げる額の合計額に前条第六項の前期負担調整基準率を乗じて得た額
- (i) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額
- (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日前に行われた医療関連給付に要する費用の額
- ロ 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と前期負担調整額との合計額
- 二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
- イ 後期確定負担調整基準超過保険者(後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。)
- 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額(後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第八項において同じ。)
- を控除して得た額と、後期負担調整額との合計額
- (1) 次に掲げる額の合計額
- (i) 当該保険者に係る後期老人医療費額
(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)
- に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
- (ii) 当該保険者に係る後期老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額
- (2) 次に掲げる額の合計額に前条第十一項の後期負担調整基準率を乗じて得た額
- (i) 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額
- (ii) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額
- ロ 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額
- 二 第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として算定される率とする。
- 三 第一項第一号イの前期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額(次号において「前期調整後老人医療費額」という。)
- (一) 一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から前期調整対象外医療費額(当該保険者が確定前期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額)と前期老人医療費額(イ)において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)
- である場合における当該保険者に係る前期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)
- を控除して得た額に、前期確定加入者調整率を乗じて得た額
- ロ 前期調整対象外医療費額
- 二 前期調整後老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額
- 三 第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額(前期確定負担調整基準超過保険者にあっては、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額を控除して得た額に前期確定負担調整加算率(すべての前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整額)を乗じて得た額)と、前期確定加入者調整率を乗じて得た額
- を基礎として算定される率とする。
- 四 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額(次号において「後期調整後老人医療費額」という。)
- (一) 一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
- イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から後期調整対象外医療費額(当該保険者が確定後期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額)と後期老人医療費額(イ)において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)
- である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)
- を基礎として算定される率とする。
- 五 第一項第一号イ(1)の前期特定費用確定率は、各保険者に係る前期特定費用額(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。)
- を、各保険者に係る前期老人医療費額で除して得た率とする。
- 六 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として算定される率とする。
- 七 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額(次号において「後期調整後老人医療費額」という。)
- (一) 一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額
- イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から後期調整対象外医療費額(当該保険者が確定後期基準超過保険者(一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額)と後期老人医療費額(イ)において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)
- である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)
- を基礎として算定される率とする。

者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(イ)において「一人平均老人医療費額」という。で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。を控除して得た額に、後期確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 後期調整対象外医療費額

二 後期調整後老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

8 第一項第二号イの後期負担調整額は、当該保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額(後期確定負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額)に後期確定負担調整加算率(すべての後期確定負

担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。を乗じて得た額とする。

9 第一項第二号イ(1)の後期特定費用確定率は、各保険者に係る後期特定費用額(市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八條第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。

第十八条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十七年度	平成十五年十月一日	平成十六年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十六年度	平成十五年十月一日	平成十六年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十五年度	平成十四年十月一日	平成十五年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十四年度	平成十三年十月一日	平成十四年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八

平成十八年度	平成十五年十月一日	平成十八年十月一日
	百分の六十六	百分の五十四
	百分の六十二	十二分の六
	百分の六十八	百分の五十八
平成十七年度	平成十四年十月一日	平成十五年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十六年度	平成十五年十月一日	平成十六年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十五年度	平成十四年十月一日	平成十五年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十四年度	平成十三年十月一日	平成十四年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八

第十九条 次の表の上欄に掲げる年度の確定医療費拠出金の額については、新老健法第五十六條第一項の規定にかかわらず、附則第十七条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十八年度	平成十五年十月一日	平成十八年十月一日
	百分の六十六	百分の五十四
	百分の六十二	十二分の六
	百分の六十八	百分の五十八
平成十七年度	平成十四年十月一日	平成十五年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十六年度	平成十五年十月一日	平成十六年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十五年度	平成十四年十月一日	平成十五年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八
平成十四年度	平成十三年十月一日	平成十四年十月一日
	百分の六十二	百分の六十二
	百分の六十六	百分の六十八
	百分の六十八	百分の五十八

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、

平成十四年度に係る納付すべき拠出金の額を変更し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条 この法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受ける権利の時効については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日に行われた療養又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の支給並びに同法第四十三条の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、なお従前の例による。

第二十三条 平成十二年度及び平成十三年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について第四項の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の同法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 前号に掲げる額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶

養者(以下「退職被保険者等」という。)の総数の割合として政令で定めるところにより算定した割合(以下「退職被保険者等加入割合」という。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第二十四条 平成十四年度につき国民健康保険法第六十八条の二第二項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号及び第五号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第二項に規定する施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第五項に規定する施行日以後確定加入者調整率(以下単に「施行日以後確定加入者調整率」という。)を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定した額

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに

に、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

四 第一号に掲げる額に当該市町村に係る施行日前退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額

五 第二号及び第三号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る施行日以後退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額

第二十五条 平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十七条第二項に規定する前期確定加入者調整率(以下単に「前期確定加入者調整率」という。)を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る前期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る附則第十七条第六項に規定する後期確定加入者調整率(以下単に「後期確定加入者調整率」という。)を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額として算定した額

四 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者(同号に掲げる場合に該当する者に限る。)の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る後期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

五 前各号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

第二十六条 次の表の上欄に掲げる年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの

「附則第十九条において読み替へて準用される
附則第十七条第六項」と読み替へるほか、同欄
に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替へるものとする。

平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度
百分の六十二	百分の六十二	百分の六十二
百分の六十六	百分の六十六	百分の六十六
百分の六十二	百分の六十二	百分の六十二
平成十五年度	平成十五年度	平成十五年度
百分の六十六	百分の六十六	百分の六十六
百分の六十二	百分の六十二	百分の六十二
平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度
百分の五十四	百分の五十八	百分の六十二
百分の五十四	百分の五十八	百分の六十二
平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度
百分の五十四	百分の五十八	百分の六十二
二分の一	二分の一	二分の一

十条の規定による国庫負担金については、同条
第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠
出金相当額」老人保健法第五十五条第三項に規
定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び
同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確
定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四
条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定
医療費拠出金とみなして、同項の規定の例によ
り算定した医療費拠出金の額に相当する額をい
う。以下同じ」に当該市町村に係る被保険者の
総数に対する退職被保険者及びその被扶養者の
（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合
として政令の定めるところにより算定した割合
（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を垂
じて得た額とあるのは、「特別調整前概算医療
費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正す
る法律（平成十四年法律第 号）第三条の相

定による改正前の老人保健法(以下旧老健法という。)(第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)(の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)(の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合(以下「退職被保険者等加入割合」という。))を乗じて得た額との二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する額を施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。))を乗じて得た額との合算額(平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の

退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。)(と)とする。

2 平成十四年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合を垂じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整

前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

平成十四年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合」として政令の定めるところにより算定した割合

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

合(以下「特別退職被保険者等加入割合」という。)を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第三号の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。))第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))の十二分の七に相当する額に施行日前特別退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日の期間における当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特別退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合(以下「特別退職被保険者等加入割合」という。))をいう。以下同じ。))を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特別退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。))を乗じて得た額との合算額(平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとする。」とする。

費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。))と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。』と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとする。」とする。

十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。))とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。))第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとする。」とする。

計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。』とする。

2 平成十五年度の国庫負担金第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。))に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとする。」とする。

退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

平成十五年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第十六条第三項に規定する前

期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「〔得た額〕平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度の特別退職被保険者等加

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二

入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」とい

う。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは、健康保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは、得た額立成年十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特別退職被保

險者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年
度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に
平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を
乗じて得た額を超えるときは、その超える額
(以下この号において「超過額」という。)と超過
額について老人保健法第五十四条第二項の規定
の例により算定した額との合計額の二分の一に
相当する額を控除するものとし、平成十三年
度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に
平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を
乗じて得た額が平成十三年度における特別調整
前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特
例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満
たないときは、その満たない額(以下この号に
おいて「不足額」という。)と不足額について同項
の規定の例により算定した額との合計額の二分
の一に相当する額を加算するものとする。』と
する。

二十九条 平成十六年度における新国保法第七
十条の規定による国庫負担金については、同条
第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠
出金相当額」老人保健法第五十五条第三項に規

(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び
同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確

定医療費抛出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費抛出金及び確定医療費抛出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費抛出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）」

法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整
前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定
する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額と
の合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平

成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。（以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて

100

得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」）となる。

平成十六年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十八条において読み替えて準用される附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額)に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二つの一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

六〇

担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額という。)が附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分之一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額という。)を超え、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

3 平成十六年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第十八条において読み替えて

準用される同法附則第十八条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。)の十二分の七に相当する額に施行日以前特別退職被保険者等加入割合(平成十四年四月一日以後施行日以前の期間における特別退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額の二分之一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特別退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額との合算額(以下平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額という。))が同法附則第十五条第三項に規定する施行日以前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以前特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額という。))を超え、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。

九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十八条の規定により読み替えられた同法附則第十八条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第六条の規定による改正後の地方税法第七百三十三条の四並びに附則第三十五条の五及び第三十六条の規定は、平成十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 第六条の規定による改正前の地方税法附則第

三十三条の二の規定により読み替えて適用される第六条の規定による改正前の同法第七百三十三条の四第三項第二号の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成十五年度分の国民健康保険税に係る第六条の規定による改正後の地方税法第七百三十三条の四第三項第二号の規定の適用については、同号ロ中「国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十条第一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十三年分における特別調整前概算医療費拠出金相当額(健康保険法等の一部を改正する法律第三十三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。))第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下本項において同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下本項において同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超え、その超える額(以下本項において「超過額」という。))と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分之一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度

における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

4 平成十六年度分の国民健康保険税に係る第六條の規定による改正後の地方税法第七百三三條の四第三項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「国民健康保険法第七十條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第十八條において読み替へて準用される同法附則第十六條第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十條第一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の老人保健法第五十五條第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四條第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額との合算額

（以下本項において「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五條第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下本項において「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下本項において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四條第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）
第三十一條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の日に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の船員保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十二條 第七條の規定による改正後の船員保険法第三十三條の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第七條の規定による改正前の同法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第三十三條 第八條の規定の施行の日前に船員保険法第十九條ノ三の規定による被保険者の資格を取得した者のその被保険者の資格の喪失については、第八條の規定による改正後の同法第十九條ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十四條 平成十五年四月一日前の各月の船員保険の標準報酬については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定の施行前にした行為及び附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

（政令への委任）

第三十六條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第三十七條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ八第五項中「第七十一條ノ四第六項を」を「第六十條第七項」に改め、同条第六項中「第七十一條ノ四第四項を」を「第六十條第五項」に改める。

（健康保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八條 健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七條中「第四十三條ノ八第一項を」を「第七十四條第一項」に改める。

第三十九條 健康保険法の一部を改正する法律の

一部を次のように改正する。

附則第七條中「及び第二項」を削る。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十條 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條及び第五條を次のように改める。

第四條及び第五條 削除

附則第十條第一項中「第三條ノ二」を「第四十條第二項」に、「当該標準報酬の等級を」を「当該標準報酬等級」に改める。

附則第十三條から第十五條までを次のように改める。

第十三條から第十五條まで 削除

第四十一條 健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「標準報酬等級を」を「標準報酬月額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「標準報酬」を「標準報酬月額」に、「あるのは、」を「あるのは、」に、「とする」を「と、船員保険法第四條ノ四第一項中「二百万円」を「二百万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十條第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）」とする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。

附則第六十三條を削り、第六十四條を第六十三條とする。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項、第八條及び第九條を削り、附則第十條を附則第八條とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第四條の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)」第四十三條ノ第三項(同条第六項(新健保法第四十四條第十三項)を「健康保険法第六十五條第四項同法第六十六條第二項(同法第八十六條第十三項)に、及び新健保法第四十四條第十三項」を、及び第八十六條第十三項に改める。

附則第十三條中「新健保法第四十三條ノ第三項」を「健康保険法第六十五條第三項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第十四條中「新健保法」を「第四條の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)」に改める。

附則第十六條中「新健保法第四十四條第一項第一号」を「健康保険法第八十六條第一項第一号」に改める。

附則第十七條中「新健保法第四十三條ノ第五項」を「健康保険法第七十一條第二項」に改める。

附則第二十八條第二項及び第三項を削る。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 前條の規定による改正前の国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される第六條の規定による改正前の地方税法附則第三十三條の二の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條のうち、健康保険法第三條第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項ただし書の改正規定、第三條ノ第二項の改正規定、第六十九條の六第二項の改正規定並びに附則第九條第四項の改正規定を削り、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「附則第九條第六項」に改める。

附則第一條第二号中「第一條中健康保険法第三條第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三條ノ第二項の改正規定、同法第六十九條の六第二項の改正規定並びに同法附則第九條第四項の改正規定(十月三十一日)を「九月三十日」に改める部分に限る。」、及び並びに附則第五條の規定を削る。

附則第二條及び第三條を次のように改める。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第七條中「旧健保法」を「第一條の規定による改正前の健康保険法」に改める。

附則第八條中「第七十一條ノ第四第十項及び附則第十四條第二項」を「第六十條第十一項及び附則第十三條第二項」に、「第七十條ノ第三第二項」を「第五十三條第二項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「第四十四條ノ第四第一項」を「第八十八條第一項」に改める。

第五十一條第四号を次のように改める。

四 家族出産費

第五十四條第二項中「第四十三條第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「第四十三條第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三條第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五條第一項第三号中「第四十三條第三項第一号」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三條ノ八の規定の例により算定した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する健康保険法第七十六條第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額並当該給付第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。に」に改める。

第五十五條の三第三項各号に掲げるものを除く。が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四條第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額」に改め、同項ただし書中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同項に次の

各号を加える。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合

合 百分の二十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)

百分の十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

第五十五條第三項中「健康保険法第四十三條ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十三條ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた」を「第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十五條の二第二項中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五條の三第一項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四條第二項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五條の三第三項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四條第二項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五條の三第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第

八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が「に改め、同条第三項中の「療養」の下に、(第五十五條第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。を)を加え、第四十三條ノ八第二項を「第七十四條第二項」に改め、同項第一号中「第四十三條ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四條第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四條第一項第一号を」第八十六條第一項第一号に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十六條第三項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項に規定する一部負担金の」を「第五十五條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中「係る療養」の下に「(第五十五條第二項第一号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。を)を加え、第四十三條ノ八第二項を「第七十四條第二項」に改め、同項第一号中「第四十三條ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四條第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四條第一項第一号を」第八十六條第一項第一号に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十六條第三項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項に規定する一部負担金の」を「第五十五條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中「係る療養」の下に「(第五十五條第二項第一号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。を)を加え、第四十三條ノ八第二項を「第七十四條第二項」に改め、同項第一号中「第四十三條ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四條第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四條第一項第一号を」第八十六條第一項第一号に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十六條第二項中「第四十四條ノ四第一項を」第八十八條第一項に改め、同条第二項中「第四十四條ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八條第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

平成十四年七月二十六日 参議院会議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

労働大臣が「に、(百分の八十に相当するを)から、その額に第五十五條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改める。

第五十六條の三第二項中「第四十四條ノ十四第一項を」第九十七條第一項に改める。
第五十七條第十項中「第八項を」第九項に、「第四項を」第七項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「又は第三項を」から第六項まで「に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号を」第二項第一号に改め、「被扶養者」の下に「又は前二項の場合に該当する被扶養者」を加え、「同項の」を「第二項の」に、「第四十三條ノ八第二項を」第七十四條第二項に改め、同項第一号中「第四十三條ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四條第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三條ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十三條ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第八十六條第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。
4 被扶養者(次項に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第五十五條第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。
第五十七條の二第二項中「第四十四條ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八條第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「百分の七十に相当するを」に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得たに改め、同項に次の各号を加える。
一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十
二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
三 被扶養者(次号に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十
四 第五十五條第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十
第五十八條第一項中「第四十三條ノ二」を「第六十四條」に改め、同条第二項中「第四十四條ノ五第一項を」第八十九條第一項に改める。
第五十九條第一項ただし書中「第六十九條の七を」第三條第二項に改める。
第六十一條の見出しを「(出産費及び家族出産費)」に改め、同条第三項中「である配偶者を削り、(配偶者出産費を)家族出産費に改める。第六十五條中(配偶者出産費を)家族出産費に、(第四章の二を)第五章に改め、(特定療養費の下に、療養費を加える。

第二百六條の五第五項第四号中「第六十九條の七を」第三條第二項に改める。

附則第六條の二第二項中「健康保険法第三條ノ二を」健康保険法第四十條第二項に、「同項を」第四十二條第一項に改め、同項ただし書中「第三條及び第三條ノ二の規定による標準報酬の等級を」第四十條の規定による標準報酬等級に改める。

附則第十二條第四項中「第六十九條の七を」第三條第二項に改め、同条第九項中「並びに第五項第一号、第二号及び第四号を」及び第五項第一号に改め、「至つたとき」の下に、「又は国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」を加える。

附則第十三條の四第一項中「第十二條を」第二百六條に改め、「他の法律に基づく」を削る。
第四十八條 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「(当該給付(第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。に)薬剤の支給(第五十五條の三第三項各号に掲げるものを除く。が)含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四條第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額)を削り、同項第一号中「百分の二十を」百分の三十に改める。
第五十五條の三第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第五項を」第四項に改め、同項を同条第九項とする。

第五十六條第三項中「(次項において「定率支給標準額」という。)を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を」前項に改め、同項を同条第四項とする。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

第五十七條第二項を次のように改める。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者(二)に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

ニ 第五十五條第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十七條第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定するを」前項第一号の「に、」同項第一号及び第二号に規定するものを「を」保険医療機関等から療養(選定療養を除く。)を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するものを」特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保

険医療機関等から選定療養を受ける場合に、「第二項第七号に規定するを」前項第二号の「に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十五條の第三項」を「第五十五條の第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第五項」に、「につき第七項」を「につき第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十七條の二第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまでに、」当該各号を「同号イからニまでに」に改め、各号を削る。

第五十九條の見出しを「(組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)」に改め、同条第一項中「の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。))」を「資格を喪失し、かつ、健康保険法第三條第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特別被保険者等」という。))となつた場合において、その者に改め、」第六十四條第三項を削り、「場合(一年以上組合員であつた者を」とき(その者に、」

「場合」を「とき」に改め、「当該病氣(その原因となつた病氣又は負傷を含む。))又は負傷についてこれらの給付(地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。))の支給開始後五年を経過するまでの間を削り、ただし書を削り、同条第二項中「一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合(一年以上組合員であつた者が死亡した際にそのを」組合員が死亡により資格

を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該に、「場合を含む。))には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項の規定により受けることができる期間」を「ときを含む。))には、当該病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣について」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行われない。

一 当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項前段に規定する移送費を除く。)、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費(同項前段に規定する家族移送費を除く。))の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給(同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。)を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員(地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うも

の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三條第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。))及び船員保険の被保険者を含む。第六十一條第二項ただし書、第六十四條ただし書、第六十六條第三項ただし書並びに第六十七條第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

第五十九條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費(同法第四十五條第七項において準用する同法第三十二條の規定により支給される療養費を含む。))又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。))の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五條第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四十五條第一項の規定に該当するものが、当該病氣又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

第六十一條第二項中「一年以上組合員であつた者」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。))に改め、同項ただし書中「もとの組合は、出産費を支給しない」を「この限りでない」に改める。

第六十三條第三項中「(次条第一項の規定の適

用を受ける者を除く。を削る。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十六条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第三項を次のように改める。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七條第四項を削る。

第百条第三項中「(長期給付に係るものにあつては、標準報酬月額及び標準期末手当等の額とする。以下この項において同じ。)」を「及び標準期末手当等の額」に改め、「その標準報酬月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を加える。

第百二十六条の五第五項第一号中「(次号に規定する者を除く。)」を削り、同項第一号の二を削る。

附則第六條の二の見出し中「区分」を「区分等」に改め、同条第一項中「標準報酬の等級区分」を「標準報酬月額の等級区分」に改め、同項ただし書中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十一号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

め、同条第二項中「あるのは、を」あるのは」に、「とする」と、第四十二條の二第二項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円」附則第六條の二第二項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。を」とする」に改める。

附則第十二條第五項中「合計額を当該組合員の総数で除して得たを」平均額と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した」に改め、同条第九項中「(次号に規定する者を除く。)」を削る。

附則第十三條の七第一項中「自衛隊法第二條第五項を」自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二條第五項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。の施行の日に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第四十七條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一條第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第四十七條の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員(国家公務員共済組合法第百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。の資格を取得した者のその任

意継続組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第百二十六條の五第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第二項中「第四十四條ノ四第一項」を「第八十八條第一項」に改める。

第五十三條第四号を次のように改める。

四 家族出産費

第五十六條第二項中「第四十三條第二項に規定する厚生労働大臣のを」第六十三條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「第四十三條第四項に規定する厚生労働大臣のを」第六十三條第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七條第一項第三号中「第四十三條第三項第一号」を「第六十三條第三項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三條ノ八の規定の例により算定した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六條第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額(当該給付(第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。))に薬剤の支給(第五十七條の三第三項各号に掲げるものを除く。が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四條第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額)」に改め、同項ただし書中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合

合 百分の二十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)

百分の十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

第五十七條第三項中「健康保険法第四十三條ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十三條ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたを」第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十七條の二第二項中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七條の三第一項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四條第二項第一号に規定する厚生労働大臣のを」第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当するを」から、その額に第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「の療養」の下に「(第五十七條第二項第一号又は第三号に掲げる場合に該当

する者を除く。)」を削る。

第六十五條第二項中「健康保険法第四十三條ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十三條ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたを」第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十七條の二第二項中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七條の三第一項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四條第二項第一号に規定する厚生労働大臣のを」第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当するを」から、その額に第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「の療養」の下に「(第五十七條第二項第一号又は第三号に掲げる場合に該当

する者を除く。)」を削る。

第六十五條第二項中「健康保険法第四十三條ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十三條ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたを」第七十六條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三條ノ八第一項の規定の例により算定した金額(その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額)」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十七條の二第二項中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七條の三第一項第一号中「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四條第二項第一号に規定する厚生労働大臣のを」第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当するを」から、その額に第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣のを」第八十五條第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「の療養」の下に「(第五十七條第二項第一号又は第三号に掲げる場合に該当

する者が受けたものを除く。」を加え、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十八条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八第二項に規定する一部負担金の」を「第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中に係る療養の下に(第五十七條第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。)を加え、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十八条の二第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当する」を「から、その額に第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改める。

第五十八条の三第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第九十七條第一項」に改める。

第五十九条第十項中「第六項」を「第九項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「又は第三項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「被扶養者」の下に「又は前二項の場合に該当する被扶養者」を加え、「同項の」を「第二項の」に、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に、「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者(次項に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第五十七條第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月

以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十九条の二第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の七十に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十

二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

三 被扶養者(次項に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第五十七條第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

第六十條第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四條」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ五第一項」を「第八十九條第一項」に改める。

第六十一條第一項ただし書中「第六十九條の七」を「第三十三條第二項」に改める。

第六十三條の見出しを「(出産費及び家族出産費)に改め、同条第三項中「である配偶者」を削り、「配偶者出産費」を「家族出産費」に改める。

第六十七條中「配偶者出産費」を「家族出産費」に、「第四章の二」を「第五章」に改め、「特定療養費」の下に「療養費」を加える。

第六十四條の二第五項第四号中「第六十九條の七」を「第三十三條第二項」に改める。

第六十四條の三第一項第四号中「第二十二條」を「第四條」に改める。

第六十四條の二十二第二項中「第十二條」を「第二百條」に改め、「他の法律に基づく」を削る。

附則第十八條第四項中「第六十九條の七」を「第三十三條第二項」に改め、同条第七項中「並びに第五項第一号、第二号及び第四号」を「及び第五項第一号」に改め、「至つたとき」の下に、「又は国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」を加える。

附則第二十八條の八第一項中「第十二條」を「第二百條」に改め、「他の法律に基づく」を削る。

附則第三十三條中「標準報酬の等級を」標準報酬等級」に改める。

第五十一條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項中「(当該給付(第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。)に薬剤の支給(第五十七條の三第三項各号に掲げるものを除く。))が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四條第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額」を削り、同項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第五十七條の三第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十八條第三項中「(次項において、定率支給標準額という。))」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十九條第二項を次のように改める。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額

(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者(二)に規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

ニ 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

十 二 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十九条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定する」を「前項第一号の」に、「同項第一号及び第二号に規定するもの」を「保険医療機関等から療養(選定療養を除く。)を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するもの」を「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合」に、「第二項第七号に規定する」を「前項第一号の」に

平成十四年七月二十六日 参議院会議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第五項」に、「につき第七項」を「につき第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十九条の二第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまでに」、「当該各号」を「同号イからニまでに」に改め、各号を削る。

第六十一条の見出しを「(組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)」に改め、同条第一項中「の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)」を「資格を喪失し、かつ、健康保険法第三十三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特別被保険者等」という。)となつた場合において、その者」に改め、「第六十六条第三項を削り、「場合」一年以上組合員であつた者」を「とき」その者に、「場合」を「とき」に改め、「当該病気その原因となつた病気又は負傷を含む。」又は「負傷についてこれらの給付(国の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後五年を経過するまでの間」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合(一年以上組合員であつた者が死亡した際にその「組合員が死亡」により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないことと

なつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該「場合」を含む。)には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたらば同項の規定により受けることができる期間を「ときを含む。」には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

第六十一条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費(同法第四十五条第七項において準用する同法第三十二条の規定により支給される療養費を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

第六十三条第二項中「一年以上組合員であつた者」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)」に改め、同項ただし書中「もとの組合は、出産費を支給しない」を「この限りでない」に改める。

第六十五条第三項中「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を削る。

第六十六条を次のように改める。

員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書並びに第六十九条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内

第五十九 条第三項 第二号	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	他の法律に基づく共済組合 組合員 被保険者をいう	に改める。
---------------------	------------------------------------	--------------------------------	-------

第二十五条の表第六十一条第二項の項を次のように改める。

第六十一条第二項	組合員	加入者
組合員で	加入者で	

第二十五条の表第六十三条第四項の項の次に次のように加える。

第六十四条	組合員で	加入者で
組合員で	加入者で	

第二十五条の表第六十六条第一項の項の次に次のように加える。

第六十六条第三項	組合員で	加入者で
組合員で	加入者で	

第二十五条の表第六十七条第一項の項の次に次のように加える。

第六十七条第二項及び第三項	組合員で	加入者で
組合員で	加入者で	

第二十五条の表第六十八條の五第五項第一号の二の項を削り、同表附則第十二条第五項の項中

標準報酬の月額	標準給与の月額	標準期末日手当
標準給与の月額	標準給与の月額	標準給与

に改める。

第二十七条第三項中「(長期給付に係る掛金にあつては、標準給与の月額及び標準賞与の額とする。以下この項において同じ。)」を「及び標準賞与の額」に改め、「その標準給与の月額の下に」及び標準賞与の額を加える。

附則第二十五項の前の見出し中「区分を」に改める。

附則第二十六項中「あるのは、を」あるのは「に、とする」を、第二十二條の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を「とする」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第五十五条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項ただし書中「第三条を」第九十九条第一項に改める。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第十一条第四項を」第八十一条第一項に、「第十二条第三項を」第十二条第四項に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第四十三条第三項各号」を「第六十三条第三項各号」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三條中「第八十条を」第八十九条に改める。

第十九條中「第八十条を」第八十九条に改める。

第三十二条第一項中「第八十条第一項を」第八十九条第一項に改め、同条第二項中「第八十一条を」第九十条に改め、同条第五項中「第十一条」第二項を「第八十条第四項」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六十一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八條第三項中「第十一条を」第八十条に改める。

第一百條の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し

必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第六十二条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第六十三条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第八項中「第四十五條を」第九十九条に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第六十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「第八十七條若しくは第九十一条を」第二百八條若しくは第二百十四條に改める。

第三十五條第二号中「第二十一條ノ二第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

(港灣労働法の一部改正)

第六十五条 港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「第八十七條若しくは第九十一条を」第二百八條若しくは第二百十四條に改める。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十一号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第六十六条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「第二十条第一項の規定による申請を」第三十四条第四項の申出に改め、同項ただし書中「同条の規定による被保険者を」同項に規定する任意継続被保険者に改める。

附則第十七項中「第七十二条ただし書」を「第六十一条第一項ただし書」に、「附則第八條第七項」を「附則第七條第七項」に、「第二十条の規定による被保険者を」第三條第四項に規定する任意継続被保険者に、「附則第八條第四項」を「附則第七條第四項」に改める。

第六十七條 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「附則第七條第七項」を「附則第二條第七項」に、「附則第七條第四項」を「附則第二條第四項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第六十八條 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二十八項第一号ただし書及び第六号ただし書中「第六十九條の七」を「第三條第二項」に改め、同項第七号中「第六十九條の九」を「第六百二十六條の八」に改め、同号ただし書中「第六十九條の八」を「第三條第二項ただし書」に、「同法第六十九條の七」を「同項」に、「第六十九條の九第三項」を「第六百二十六條第三項」に改める。

第七十一條第一項中「第四十三條ノ三第一項」を「第六十三條第三項第一号」に、「同条第十項」を「同法第六十九條」に、「同条第一項」を「同号」

に、「第四十四條第一項第一号」を「第八十六條第一項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三條ノ二」を「健康保険法第八十條」に、「第四十四條第十二項」を「第八十六條第十三項」に、「同法第四十三條ノ二」を「同法第八十條」に改める。

第六十九條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七十一條第二項中「第八十六條第十三項」を「第八十六條第十二項」に改める。

「第六百六條及び第六百八條及び第六百九條」を「介護保険法施行法の一部改正」

第七十條 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第九十八條第一項、第六百五條第二項、第六百二十九條第二項及び第六百三十三條第一項の規定の適用については、同法第九十八條第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費に係る療養費若しくは介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十四條の規定による改正前の老人保健法(第六百五條第二項、第六百二十九條第二項及び第六百三十三條第一項において「旧老健法」という)の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六百五條第二項中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定により行われる老人保健施設療養費の支給」と、同法第六百二十九條第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」とを削る。

るのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第六百三十三條第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付(旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）」とする。

第四十三條及び第四十六條中「前条の規定による改正後の」を削る。

第七十一條 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第九十九條第二項第二号及び第六百三十三條第一項の規定の適用については、同号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは介護保険法施行法(平成九年法律第九十九條第二項第二号及び第六百三十三條第一項の規定による改正前の老人保健法(第六百三十三條第一項において「旧老健法」という)の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第九十九條第二項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付(旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）」とする。

第四十三條中「第六十四條第三項」及び「同法第六十四條第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合(介護保険法施行法第四十二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九條第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とを削る。

第四十六條中「第六十六條第三項」及び「同法第六十六條第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合(介護保険法施行法第四十五條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一條第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とを削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第七十二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の七第一項中「附則第十條第一項」を「附則第九條第一項」に改め、同条第二項中「附則第十條第二項」を「附則第九條第二項」に改め、同条第三項中「附則第十條第一項」を「附則第九條第二項」に改める。

第七十三條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一條の七第一項中「附則第九條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条第二項中「附則第九條第二項」を「附則第四條第二項」に改め、同条第三項中「附則第九條第一項」を「附則第四條第一項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第七十四條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項第三号中「第七十七條第一項」を「第六百六十七條第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項を次のように改める。

四 健康保険組合 及び健康保険組 合連合会	健康保険法(大 正十一年法律第 七十七号)	一 事務所用建物の所有権の取得 登記又は当該建物の敷地の用に 供する土地の権利の取得登記 二 健康保険法第五十条第一項 及び第二項(保健事業及び福祉 事業)(同法第八十八条(準用) において準用する場合を含む) の事業の用に供する建物の所有 権の取得登記又は当該事業の用 に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又 は第二号の登記に 該当するものである ことを証する財 務省令で定める書 類の添付があるも のに限る。
-----------------------------	-----------------------------	---	---

(地方自治法の一部改正)

第七十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項中「第七十五条」の下に、「第七十五条の二及び第七章を加え、」第七章及び「を削り、」連合会を「市町村及び連合会」に改め、同表老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項第一号中「第二十八條第一項及び第二十二項を」第二十八條第二項及び第三項に、「並びに第七十九條の二を、」第七十九條の二並びに第七十九條の三に改め、同表老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項第二号中「第二十八條第五項及び第九項を削る。

(地方財政法の一部改正)

第七十七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の次に次の一条を加える。
(国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例)

第三十七條 平成十五年年度から平成十七年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負

担に係るものとする。

(社会保険医療協議会法の一部改正)
第七十八條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。
一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條第二項の規定による定め、同法第八十五條第二項の規定による基準、同法第八十六條第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八條ノ四第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八條第四項の規定による定めに関する事項
三 健康保険法第六十三條第二項の規定による定め、同法第七十條第一項及び第七十二條第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六條第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二條第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る)、船員保険法第二十八條ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九條ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十條第二項の規定による厚生労働省令並びに同法

第五十四條の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

審査報告書

健康増進法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十四年七月二十五日

厚生労働委員長 阿部 正俊
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされていることから、健康の増進に関し基本方針を策定するとともに、健康調査の実施等に関する指針を策定し、あわせて、国民の栄養の改善、受動喫煙の防止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法案施行のため、特に費用を要しない。
なお、平成十四年度一般会計予算に、栄養改善法に基づく国民栄養調査に必要な経費として約八千万円が計上されており、本法の施行に伴い栄養改善法が廃止されたときは、当該経費は本法に基づく国民健康・栄養調査に必要な経費として承継されることとなる。

健康増進法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
平成十四年六月二十一日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康保険法等の一部を改正する法律案

健康増進法案

健康増進法案
健康増進法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六條)
- 第二章 基本方針等(第七條―第九條)
- 第三章 国民健康・栄養調査等(第十條―第十六條)
- 第四章 保健指導等(第十七條―第十九條)
- 第五章 特定給食施設等
- 第一節 特定給食施設における栄養管理(第二十條―第二十四條)
- 第二節 受動喫煙の防止(第二十五條)
- 第六章 特別用途表示及び栄養表示基準(第二十六條―第三十三條)
- 第七章 雑則(第三十四條―第三十五條)
- 第八章 罰則(第三十六條―第三十九條)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。
(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じて健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図る

とともに、健康増進事業実施者その他の関係者に對し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康増進事業を行う政府、健康保険組合又は健康保険組合連合会

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により健康増進事業を行う政府

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団

七 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)

健康増進法案

の規定により健康増進事業を行う者

八 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の規定により健康増進事業を行う市町村

九 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定により健康増進事業を行う事業者

十 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う市町村

十一 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

二 国民の健康の増進の目標に関する事項

三 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

四 第十条第一項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

ものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(健康調査の実施等に関する指針)

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康調査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康調査の実施等に関する指針(以下「健康調査等指針」という。)を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康調査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国民健康・栄養調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十四条 国民健康・栄養調査のために定められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活習慣病の発生の状況の把握)
第十八条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

第四章 保健指導等
第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。
(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)
第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。
2 都道府県は、前条の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。
(栄養指導員)
第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業務に

ついては、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第五章 特定給食施設等
第一節 特定給食施設における栄養管理
(特定給食施設の届出)
第二十条 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。
(特定給食施設における栄養管理)
第二十一条 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。
2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従つて、適切な栄養管理を行わなければならない。
(指導及び助言)
第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなく前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。
2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
(立入検査等)
第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二節 受動喫煙の防止
第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 特別用途表示及び栄養表示基準
(特別用途表示の許可)
第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 厚生労働大臣は、研究所に、第一項の許可を行うについて必要な試験を行わせるものとする。
4 第一項の許可を申請する者は、実費(前項の試験に係る実費を除く。)を勘案して政令で定める額の手数料を国に、前項の試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に納めなければならない。
5 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品(以下「特別用途食品」という。)につき、厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより表示しなければならない。

(特別用途食品の検査及び収去)
第二十七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。
2 前項の規定により立入検査又は収去をする職

認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。
(勧告及び命令)
第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなく前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。
2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
(立入検査等)
第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二節 受動喫煙の防止
第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 特別用途表示及び栄養表示基準
(特別用途表示の許可)
第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項に規定する当該職員の権限は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 厚生労働大臣は、研究所に、第一項の規定により収去された食品の試験を行わせるものとする。

(特別用途表示の許可の取消し)

第二十八條 厚生労働大臣は、第二十六條第一項の許可を受けて特別用途表示をする者が同条第五項の規定に違反し、又は虚偽の表示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(特別用途表示の承認)

第二十九條 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

2 第二十六條第二項から第五項までの規定は前項の承認について、第二十七條の規定は同項の承認に係る食品について、前条の規定は同項の承認を受けて特別用途表示をする者について準用する。この場合において、第二十六條第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十七條第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第五項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六條第五項」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第三十條 本邦において販売に供する食品であつて、第二十六條第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第二十六條第一項に規定する特

別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第三十七條第二号の規定を適用する。

(栄養表示基準)

第三十一條 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示(栄養成分(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。))又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がされたものの第二十九條第一項の承認を受けた食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準(以下単に「栄養表示基準」という。)に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

厚生労働大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 第二十七條の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの(特別用途食品及び第二十九條第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

(再審査請求)

第三十三條 第二十七條第一項(第二十九條第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

第七章 雑則

(事務の区分)

第三十四條 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六條第二項及び第二十七條第一項(第二十九條第二項及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第三十五條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

は、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第八章 罰則

第三十六條 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職に就いた者が、その職務の執行に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條第二項又は第三十二條第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第二十六條第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から

第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(栄養改善法の廃止)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から三月を経過する日までの間は、第二十条第一項の届出をしないので、引き続きその事業を行うことができる。

第四条 施行日前にした附則第二条の規定による廃止前の栄養改善法の規定による許可、承認その他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律の相当の規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(健康保険法の一部改正)

第八条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第百五十条に次の二項を加える。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るた

め必要な指針を公表するものとする。

6 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第八十二条に次の二項を加える。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

5 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「第九十八條各号」を「第九十八條第一項各号」に改める。

第九十八條に次の二項を加える。

2 財務大臣は、前項第一号の規定により組合又は連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三... 十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項を次のように改める。

七 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 国家公務員共済組合法第九十八條第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記

第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証明する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「第九十八條各号」を「第九十八條第一項各号」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十四條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百十二条に次の三項を加える。

3 主務大臣は、第一項第一号の規定により組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

5 主務大臣は、第三項の指針を定めるときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十五条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十六條に次の二項を加える。

3 文部科学大臣は、第一項第一号の規定により事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(学校保健法の一部改正)

第十六條 学校保健法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(母子保健法の一部改正)

第十七條 母子保健法の一部を次のように改正する。

第十二條に次の一項を加える。

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成十四年法律第... 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針(第十六條第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならぬ。

平成十四年七月二十六日 参議院會議録第四十二号(その二) 健康増進法案

第十六条に次の一項を加える。

4 前項の厚生労働省令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第二十一条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十八条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

(健康診査等指針との調和)

第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調

和が保たれたものでなければならない。

(老人保健法の一部改正)

第十九条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

2 前項の実施の基準は、健康増進法(平成十四年法律第 号)第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第二十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一「栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)」の項を削り、同表に次のように加える。

健康増進法(平成十四年法律第 号)

第十条第三項、第十一條第一項、第二十六條第二項及び第二十七條第一項(第二十九條第二項及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第二條第三項」を「健康増進法(平成十四年法律第 号)第十條第二項」に、「国民栄養調査」を「国民健康・栄養調査」に改め、同項第二号中「栄養改善法第十二條第三項(同法第十五條第二項)」を「健康増進法第二十六條第三項(同法第二十九條第二項)」に、「第十二條第一項」を「第二十六條第一項」に、「第十五條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同項第三号中「栄養改善法第十三條第四項(同法第十五條第二項及び第十七條の二第三項)」を「健康増進法第二十七條第五項(同法第二十九

條第二項及び第三十二條第三項」に改める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第四十号の発送は都合により後日となる)
ため、第四十二号を先に発送しました。

発行所 東京一〇五八四四五
二番四番区成ノ門二丁目
郵政省印刷局
電話 03 (3587) 4284
定価 本号一部
送料 三〇五円
印刷 〇〇〇